

「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（案）」に対するパブリックコメント（結果）

(1) 実施期間 2022年1月15日（土）～2月13日（日）

(2) 意見総数 116件

賛成	緩和反対	条件なし緩和	その他
61件	14件	28件	13件

(3) 市民意見の内容

【賛成】

NO	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の制度（緑地20%以上）では、既存不適格の工場においては、老朽化した施設の建替えを行えず、労働環境の改善も行えないなど不都合も多いので、工場緑地面積率を市街地10%以上、産業団地である南二見を5%以上とすることに賛成です。</li> <li>・また、明石市の条例（素案）は、特定工場を設置する者と、地域、市がパートナーシップによる取組を進め、緩和する前よりも「環境・経済・社会」の三側面にプラスの効果を生み出す「三方よし」の内容なので賛成です。ぜひ、そういう方向で条例を制定していただきたいです。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石広報でも、工場緑地面積の記事を読みました。本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。公害は少なくなったかもしれませんが、私たち人類は、地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地の緩和は、SDGsなどの世界の流れに逆行していると思います。</li> <li>・それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむを得ず緩和が必要なのであれば、最小限にしていきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、柔軟な考え方だと思いました。</li> <li>・地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。必ずお願いしたいです。よろしくお願いします。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には賛成ですが、次のような点に留意して頂きたいです。現在の法律が50年前に出来た背景が公害問題という事を考えれば、今はそれ以上に深刻な気候危機が切迫しています。山がない明石では工場緑地が貴重な緑の資源と言えます。そうであるなら、工場や企業の社会的責任は大きなものがあるのではないのでしょうか。</li> <li>・近隣では緩和していない西宮市などがありますが、これらの自治体に現状や所見を聞かれたのでしょうか。経済最優先の社会システムが招いた気候危機をストップするために真剣に考えるべき時で余り猶予はありません。</li> <li>この条例案と直接関連はしませんが、昨年近隣の上ヶ池公園に保育園が建設されました。そのために相当数の大木が伐採されました。</li> <li>・子育ての街、明石にとって待機児童解消の重要さを理解しますが公園の緑を守り、次世代へ良好な環境を残すことも大切です。そして気候非常事態宣言をした明石市が環境先進都市として大きく前進し子どもたちが健やかに育っていく事を心から願って</li> </ul>

	います。
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電所についても、昨今災害に伴う周辺地域への被害や景観などで新たな問題が発生しています。(例：熱海の土砂災害の原因の一つにパネルがあった等) 従いまして、今後は太陽光発電も対象にしても良いのではないかと考えます。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地面積率は国が定めた面積率より下げないでください。気候変動が深刻な状況になり、大規模な山火事も多数発生。木がどんどん減ってしまっている状況なのに意図的に木を減らすようなことは極力避けて頂きたいです。</li> <li>・SDGs 未来都市・明石の名に恥じないような行動を取ってください。あるいは、緑地を減らすのであれば、屋上にソーラーパネルの設置を義務づけるなどCO2を減らせる取り組みを行って頂きたいです。屋上庭園を作るのもいいと思います。</li> </ul> <p>あと明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は素晴らしいので、必ず実現させてください。以上ご検討よろしくお願い致します。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、三方よしや里山資本主義的な考え方も反映されていて素晴らしいと思います。是非、実現に向けて動いて下さい。</li> </ul>
7	<p>(条例の総論として)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画手続きとして、検討会が設置され、パブコメも実施されており、適正に処理されたものと考えています。ついては、内容に関して反対の意見があると載っていましたが、手続きに問題はなく、条例に賛成します。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来工場立地法とは、工場を建てる際に、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことなく調和を保てるように、特定の条件にあてはまる工場に対して適用される法律です。緑地や環境施設を一定割合で工場内に設けることによって、公害が発生しにくい体制を整え、周辺的生活環境の保全を図ることを目的としています。</li> <li>・樹木や草花のみどりは、人々の生活にうるおいや安らぎを与え、快適な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしています。都市環境の緑化は、大気の浄化・ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透の促進など地域環境を維持・改善するとともに、工場職員の勤労意欲の増進や企業イメージの向上にも寄与するものと考えられます。</li> <li>・明石市では2050年のカーボンニュートラルを目指して市内全体の二酸化炭素排出量を減らしていくことを表明しています。このことは行政や市民の努力だけでなく、市内に存在する企業の協力なしに実現できないのは明らかです。その協力を得るためにも工場立地法の特例処置については、市のSDGs総合計画との整合性を図り、二酸化炭素排出量削減への具体的な方法をとるための重要な機会です。</li> <li>・単に一律に緩和するのではなく、太陽光発電施設の導入を条件にするなど、様々な形での市の準則の設計が考えられます。例えば太陽光発電には、工場にも大きなメリットがあります。具体的には、発電した電気を自社で使用するによる電気代削減や、環境経営への足がかりになるといったことが期待されます。昨今の社会情勢において、環境経営は企業が対応を迫られている課題の一つであるため、太陽光発電の導入は工場立地法以外にもさまざまな面で企業の助けとなります。最近ではPPA「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」など太陽光施設導入への有利な方法が提案されています。</li> <li>・「緑地面積の確保が難しい」という場合でも、駐車場や生産施設の壁面・屋上を緑地</li> </ul>

	<p>化する、或いは太陽光発電設備を併設する「重複緑地」を活用することで、緑地を増やすことは十分に可能です。自家消費型の太陽光発電を設置すれば、環境施設や重複緑地として認められるだけでなく、電気代の削減やCO2排出量の減少による温対法対策など、さまざまなメリットが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市としてはその方向への誘導するための補助などの制度設計を、この機会に考えるべきなのではないでしょうか。条例もその制度を組み込む形で作ってほしいと思います。</li> <li>・敷地内の緑地化は、工場立地法を守るという意味合いだけではなく、環境に配慮した企業であることをアピールできるという利点もあります。また、緑地・植物による従業員のストレス軽減といった効果も忘れるべきではありません。</li> <li>・ネット・ポジティブ・インパクトも一つの方法ですが、金を出せばいいという考え方だけではなく、ぜひ明石市内の企業にCO2排出量の削減による温暖化対策へのスタートを切ってもらいましょう。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市条例に提案されている「ネット・ポジティブ・インパクト」の考え方は良いと思います。我々市民としては周辺の各工場が地域協定は安心感がある。各工場は、地域があつてこそその工場立地である考え方を示してもらえるとありがたい事です。</li> <li>・議員が提出した条例はいろいろな面から検討した内容からの提案とは少し配慮がたりないと考えられすっきりと受入れられない。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地面積率が下がるのは残念ですが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトを取り入れるのであればSDGs未来都市にふさわしい非常によい方針だと感じました。</li> <li>・企業にとっても、SDGs未来都市の明石市を拠点としているということが良いブランドイメージに繋がり、ネット・ポジティブ・インパクトで必要となる負担以上にメリットが大きくなるはずです。単に工場緑地面積率を緩和するだけでなく、明石の未来につながる方向で条例を制定していただきたいです。</li> <li>・蛇足ですが、先日議員提出の条例が採択されたと知り、市民の意見を伝える機会もないものかと失望していましたが、今回このような形でパブリックコメントが募集され安心しました。今後とも、市民の意見を取り入れて条例制定等を進めていただきたく、宜しく願いいたします。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないですね。でも、人の生活にとって必要ならば、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトなら、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だとおもいました。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。</li> <li>・緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することも市民の安心につながります。必ずお願いします。</li> <li>・また、議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報道がありました。これは市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作っていただきたいです。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市の憲法というべき、明石市自治基本条例にもとづく市民参画を経て出された結果を最大限尊重すべきと考えます。「あり方検討会」の答申書に賛成です。「三方よ</li> </ul>

	し」の制度に納得です。市街地 10%以上、南二見 5%以上に賛成です。「SDG s」一層の発展を祈念します。ご苦労様です。
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は利益を追求するのが目的です。そのために市民や自然に対する配慮といったものに気が回らないのは当然かも知れません。高度経済成長期には環境汚染が起きて、工場緑地法等での規制が始まりました。しかし、環境は良くなったのでしょうか。昨今、地球温暖化による気候変動で、むしろ異常気象というかたちで地域環境が脅かされています。脱炭素社会を世界中が目指す中、緑地に関心が集まるのは当然のことです。</li> <li>・企業の規制を緩和するためには、ネット・ポジティブ・インパクトのような住民への配慮の対策は是非とも必要です。今現在のことだけを考えるのではなく、5年先10年先の未来を見据えた政策をお願いします。ヨーロッパでは、輸入品に関税をかける際に、生産地が環境配慮しているかどうかで、税率を変える考え方が導入されると聞きました。環境配慮している明石市が、生産地としてのブランドになるかも知れません。</li> <li>・以上により、検討会の答申を受けた「明石市工場緑地法特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に賛成します。</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「明石市工場緑地のあり方検討会」の意見もくみ提案された「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に賛成します。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地 10%、南二見 5%はギリギリですね。</li> <li>・全体としての明石市域には山や森林がないので、水田・畑だけでは足りません。そういう中で企業の工場敷地に貢献いただくことは一定のルールにして下さい。</li> <li>・ひな鳥がとまるどころがなく、弊害として人間に見られるなどもあり、土地、川、海がやせてしまわないか、素人ながら気になる場所ですから、緑地で貢献して下さい。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境施設面積率を現行の 25%⇒15%へ緩和することは、周辺環境やCO2削減など先進技術導入による前向きな環境対策を促進するものであり、老朽化設備の廃却によるエネルギー効率向上が大いに期待される。また、企業の競争力強化になるため、収益確保、雇用拡大の相乗効果で地域への還元効果も期待される。近隣市と比較しても不公平感が無くなる緩和策であり、妥当な判断と言える。</li> <li>・一方で、緑地整備への寄付金を企業へ強要する制度は、企業の収益力を逼迫するものであり、平等性に欠けるものであると考える。現在の明石市の税収を、緑地や環境整備などへ“如何に有効に投資するか”が重要であり、アドバイザー会議を通じて専門家等、広く意見を聞いて、市民の理解が得られるような方向性を示して欲しい。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だと思います。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。</li> <li>・緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することも市民の安心につながるので、必ずお願いします。</li> <li>・また、議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報</li> </ul>

	道があったが、市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作ってください。
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員提出の条例が決まったと知り私たち市民の思いを受け止めて頂きたいと考えました。</li> <li>・日本、世界で色々な災害がおこっています。自然を疎かにしている、また地球温暖化という深刻な問題に直面している今、工場緑地緩和は相反する流れだと考えます。その中で、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの内容は、現代、未来ある子どもたちにとってもよい環境だと考えます。市民、企業がよい関係を築けるように、又安心して生活できるような取り組みを検討して欲しいです。</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地に余裕が無い工場においては、老朽化による建替や生産性・競争力向上の為の設備投資が難しい。福利厚生施設にも影響がおよび、魅力ある職場環境整備が遅れば人材確保も難しくなる。SDGsへの貢献においては、緑地以外にも、太陽光発電設置推奨も良い方法ではないかと考える。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球気候危機の取り組みに工場の緑地に取り組んでほしい。</li> <li>・素案に賛成</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難しいことはわかりませんが、昔は排出したCO2は、地球上の海と森が吸収して、気候変動(温暖化)は起きていなかったが、化石燃料の膨大や使用によって徐々に温暖化が加速されてしまい、自然災害が多発しました。</li> <li>・産業革命時から気温1.5度以内にとどめるには尋常な取組では達成できないと思う。省エネもするが工場でもぜひ緑化にとりくんでほしい。小学校時に学習した炭酸同化作用(光合成)を思い出して取り組んでほしい!</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市は、市内の9000㎡以上の敷地面積を持つ工場の緑地を緩和することを主な目的とする条例案を3月議会に提案するにあたり、市民に意見を求めると聞きました。普段はあまり関心のない問題ですが、気候危機が問題になっているときだけに工場の緑地にも関心を持たざるを得ません。広報あかし1月15日号を丁寧に読ませていただき、工場緑地の緩和に関する条例(素案)に意見を述べさせていただきます。</li> <li>・「明石工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取り組みの推進に関する条例(素案)」に賛成します。</li> <li>・明石市は工場緑地のあり方検討会を地域団体、事業者、学識経験者、環境団体の代表者によって設置し、6回開催し、慎重に議論してきました。その結果、①「SDGs未来安心都市・明石」との整合性をはかる、②「市内全域で条件付き緩和」、③「明石版ネット・ポジティブ・インパクト」制度の導入などは、きわめて先進的で妥当な結論だと思います。</li> <li>・明石市は、これらの検討会からの意見をもとに「条例案」を作成しました。その内容は、①工場緑地面積率を現在の20%以上から、市街地10%以上、南二見人口島5%以上に緩和する。②人にも地球にもやさしいまち、良質な緑地の形成、CO2排出量削減の取り組みなど、地球環境を守る方向が示されています。一定の緑地面積の緩和は現状を踏まえ、認めざるを得ないと思われます。</li> <li>・明石市は、「市民参加」の立場から検討会を設置し、議論をかさね、結論を出す時期が来ていました。それなのに、全く無視して議員提案をするなど、議会の役割を逸脱</li> </ul>

	<p>していることは明白である。検討会の結論がダメだというなら、議会できちんと議論すればいいことです。設置を認めておきながら、結論の前にまったく別のものを提案するなど議員の良識を欠いたものだと言えます。明石市案を決定してください。よろしくをお願いします。</p>
23	<p>・検討会の議事録を読みました。工場立地法ができた経過、SDGs、環境基本計画、緑の基本計画等を踏まえての議論。第3回の市民意見をどう取り入れるかの議論。非常に熱心な議論が行われ、委員の皆様の熱意が伝わってきます。市民の意見を聞いた、第4回目以降からは、市民の意見に耳を傾け、非常に地に足のついた議論となっていると強く感じました。そして、市民の中に対立と分断を持ち込まず、どのようにして明石市の緑を守るか、非常にバランスの取れた議論と感じました。このような上に立って作成された市の条例素案は若干の意見の違いはあっても、支持します。</p> <p>・それに反し、議会が強行した条例は、市民と企業との間に紛争を招くものと言えます。市長が「再議」を表明したのは正しい姿勢です。</p>
24	<p>・明石市工場緑地のあり方検討会答申書は各分野に渡り、ていねいに説明され納得できるものでした。それでもCO2削減を第一に考えた時、今までの生活環境を大きく変える事になる緩和政策は必要なのだろうかと思います。どうしてもであれば今より以上の緑の形成やよりCO2排出量の削減に取り組んでほしいと思います。</p> <p>・ネット・ポジティブ・インパクト制度の導入に大いに期待しています。</p> <p>・この間検討会の結果も待たずに出された議員提案の条例は認める事ができません。</p>
25	<p>・明石市でおこなわれようとしているミティゲーションによるネット・ポジティブ・インパクトの創出は、「市民のたいせつな緑」をどうするのかという問題です。私は25前にアメリカ西海岸におけるミティゲーションの視察をおこなったことがあります。ロスアンゼルスでの大規模なウォーターフロント開発によって生息地を失うある希少種のために、カリフォルニア州のメキシコ国境へ至る海岸域にたくさんの代償地が点々と保護区等として設置された状況をみてきました。規模はことなりますが、ミティゲーションについての、効果や問題点、課題について、ある程度理解をしているつもりです。</p> <p>私たちの明石における、ミティゲーションという手法を利用したネット・ポジティブ・インパクトの創出は、単に工場緑地を削減し、その面積分をほかの土地にもとめれば済む、という短絡的な問題ではありません。また、ミティゲーションとは、代償という意味ではなく、影響の程度によって5段階的に設定された、生物・自然環境分野における回避措置のことをいいます。代償はこれらのうち、もっとも影響をうける5段階目に選択される措置です。</p> <p>ミティゲーション</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「回避措置--(影響を回避すること・何もしないこと)」</li> <li>2、「最小化措置--(影響を最小限にすること)」</li> <li>3、「修正措置--(受けた影響を修復・修正すること)」</li> <li>4、「影響の軽減・除去措置--(影響を受ける生物の一時保護避難等)」</li> <li>5、「代償措置--(影響の代償・同様環境の確保)」</li> </ol> <p>工場緑地のひとつひとつには、ちがった生態系が醸成されていて、それらのひとつひ</p>

	<p>とつについて、事前および事後の評価が必要となります。</p> <p>ネット・ポジティブ・インパクトを創出したとする根拠が何によって判断されるのか、本来、自然環境や生態系保全分野におけるこの概念は、生物の多様性や多様度、生物の生息状況等を基準として判断されるものです。もし、この概念を利用して、緑地基準の変更をおこなうとしても、まず、取り組まなければならないのは評価判断基準の設定です。「なるほど、ネット・ポジティブ・インパクトが創出されたね」と、誰もが納得する科学的・生物学的な評価判断基準の設定が必要となります。</p> <p>これらの設定には、生態系の把握という基礎的なデータがすべての基本となります。工場および事業所のひとつひとつが、みずからの土地と周辺の自然環境および生物情報について、どの程度理解しているのかわかりませんが、基礎的な生物情報をもたない事業所がほとんどではないかと考えられます。工場緑地の削減とこれにともなう代償措置としてのミティゲーションは、面積としての緑地を別の場所に確保しても、同等レベル以上の生態系が醸成されるとはかぎりませんし、むしろ、その土地でしか醸成されなかった生態系は、環境の変化や生物間競争等により、別の場所で再醸成されるのは難しいと考えるのが自然でしょう。</p> <p>もし、ミティゲーションという手法を利用するのなら、ミティゲーションが許容される明確な基準を設定することが必須となります。</p> <p>まず、単純に以下のような段階的作業が必要となるでしょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、対象となる自然環境や生態系に関する基礎的データの確認</li> <li>2、対象となる自然環境および生態系への評価(数値またはカテゴリー設定)</li> <li>3、再醸成されると推定される自然環境および生態系と確保すべき代償面積の妥当性評価(数値またはカテゴリー設定)</li> <li>4、代償地における自然環境や生態系の再醸成評価(数値またはカテゴリー設定)</li> <li>5、再醸成されなかった場合の補償措置(補償の範囲および方法の検討)</li> </ol> <p>また、代償地の選定や管理、費用負担とこれにともなう負担割合等も明確にする必要があります。</p> <p>いずれにしても、この明石でミティゲーションの手法を利用してネット・ポジティブ・インパクトを創出しようとするなら、工場緑地の削減面積分だけを、どこか別の場所に確保をして、「あとは野となれ山となれ」では市民が意見を述べ議論をおこなう意味はありません。経済発展のために自然環境を犠牲にしてきたことが、生物多様性やSDGsによって、持続可能社会の在り方が訴求されているのです。</p>
26	<p>・「明石市工場緑地のあり方検討会」が市長に提出した答申書にもとづき条例を制定することを望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①現「工場立地法」制定のきっかけとなった「公害問題」の改善の役割</li> <li>②現在国際的にも「2030年までにCO2排出50%以上削減目標で地球環境の危機打開目標」推進されている責任をはたす役割</li> <li>③「環境・経済・社会」の三側面でSDGsの推進を基本にしている点を評価・支持する。「SDGs未来安心都市・明石」らしい条例制定を望みます。</li> </ol> <p>・明石は人口増がつづき、将来とも住みつづけたい街として全国的にも注目されている。この課題についても明石が積極的役割をはたせることを望みます。</p>

27	<p>・工場緑地のあり方検討会がまとめを出す前に、市議会の一部会派の提案(=面積率20%の緩和)が市議会で多数の賛成で議決された。それに対して、市長があり方検討会のまとめを受けて、それをふまえた提案(条例素案)を示した。筋を通した態度だと私は思います。素案では工場緑地面積率現在20%を市街地10%、南二見5%となっている。あり方検討会の考え方を生かし、緩和を求める立場、法を守る立場、市民の緑が欲しい立場の合意がつくられることに賛成です。</p>
28	<p>・検討委員会が開催されている中で、議員提出で議会が採決したことは、検討委員会の答申を無視した民主主義に反した行為です。また、市民の代表として明石市政を議論する市議会のあり方として間違っていると思います。</p> <p>・そもそも、10年以内に世界がCO2排出に努力しなければ、動植物に大きな変化をもたらし、人類の生存をも危うくなります。気候変動もすでに起こっています。緑化について企業に偏重した結論より、企業も市民も一緒に考えて、よりよい明石を考える時代です。民主的な手続きを大切しましょう。「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取り組みの推進に関する条例(素案)」に賛成します。</p>
29	<p>・ネット・ポジティブ・インパクトというアイデアは非常によいと思う。私としては、議員の提出した条例は受け入れられない。</p>
30	<p>・明石市の条例に提案されているネット・ポジティブ・インパクトという考え方はいいと思う。工場緑地の緩和は若い世代の自分としても少し考えなおしてほしいと思う。</p>
31	<p>・工場緑地の面積率規制は、その制定趣旨からすると、工場側の経営的都合により規制を緩和するべきものではない。むしろ、今日の地球環境課題や市街地の住環境の逼迫を考えれば、むしろ規制を強化するべき課題と言えます。しかも、市政とまちづくりの目標にSDGsを掲げる本市にとっては、規制緩和は市のまちづくり目標および行政目標に逆行したもので、緩和するのはふさわしくない。</p> <p>・しかし、対象工場の中には既存不適格から従前規模の施設に更新できないというケースなどの窮状があることは、法人市民の事情として配慮せざるを得ない。したがって、一定の条件を付けて緩和を認めることはやむを得ない。検討委員会の答申に基づく市作成の条例案はそうした観点から作成されたものとして評価できます。</p> <p>・ただ、緩和措置を未来永劫継続するのではなく、一定の期間に限った時限立法にするか、一定期間を経ての見直しを明記するなどの対応が必要かと思われまます。</p> <p>・工場は地域社会の一員として立地し、事業活動を営んでいけます。地域住民の理解と協力、地域環境への貢献があつて初めて、地域に根差した企業活動が営めます。そもそも工場立地法によって工場敷地内に一定の緑地面積を確保することを義務づけた現行の緑地面積確保が規制された当時と異なり、今日ではその緑地の意義が飛躍的に高まっており、SDGsを自治体も工場も掲げる限りは、むしろ緑地の質をより高めていくことが要請される時代です。そのような中で、検討会の答申が「周辺地域との関係」を重視し、自治基本条例と協働のまちづくり推進条例に基づく地域のまちづくり組織である「まちづくり協議会」等との協議と協定締結を義務づけたのは、極めて妥当な考え方であり、条例に盛り込むことは当然だと思います。そうした観点が全く</p>

	<p>欠如した「議員提案条例」は、明石市の自治基本条例や協働のまちづくり推進条例にも反したもので、到底認められるものではありません。</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が提出した条例は、市が提案しているような配慮が全く感じられません。</li> <li>・工場の近くに住む市民としても地域協定は安心感があります。日頃気になることを伝えられていいと思います。以上よろしく申し上げます。</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化が問題になっていますが、身近なところで生活環境を大切にしたいと思っております。宜しくお願い致します。</li> </ul>
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないのですが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だと思います。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。</li> <li>・緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することも市民の安心につながるので、必ずお願いします。</li> <li>・また、議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報道がありましたが、市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作ってください。以上よろしくお願い致します。</li> </ul>
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は、画期的で素晴らしいですね。必ず実現させてください。</li> <li>・実は、新聞で、緩和に対する配慮措置もしていない議員提出の条例が決まったという記事がありましたので、パブコメもなく意見も言えないと思っていました。検討会の答申を受けて、このように条例案のパブコメを書くことができ、ほっとしています。ありがとうございます。</li> <li>・本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。周りの母親達もそのように言っています。地球温暖化や気候危機という世界的な問題を解決しなくてはいけない潮流の中で、工場緑地緩和は、SDG s などの世界の流れに逆行していると思います。</li> <li>・緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむをえず緩和が必要なのであれば、最小限にさせていただきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、「誰一人取り残さない」SDG s に則った、とても素晴らしい考え方だと思いました。</li> <li>・地域協定や緑化等の取組に係るガイドラインを策定していただけると、私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。明石に移住したい人もさらに増えると思います。必ずお願いしたいです。よろしく願いいたします。</li> <li>・また、議員提出議案で、一方的な条例を決めてしまうというやり方は容認しないでください。今後も、市民への丁寧な説明やパブコメもなく条例を決めてしまうことがあってはならないと思っています。</li> <li>・地域協定という考え方に賛成です。市民として今後も気になることや意見が伝えやすく、安心感があります。よろしく願いいたします。</li> </ul>
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDG s に先進的に取り組んでいる明石市政にとって工場緑地については大切なことだと思います。基本的に「明石市工場緑地のあり方検討会」答申について賛同しますが、出来るだけ緑地が確保されるようにしていただきたく思います。</li> <li>・市民無視・企業優遇の自民・公明が制定した条例には反対します。まさしく横暴と</li> </ul>

	いえます。
37	<p>・明石には山がなく、緑が少ないように思います。明石公園の木も大量に切られていますし…。SDGsの観点からも工場の緑地は多く残してほしいと思っていました。「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」はとても良いと思います。話し合いで良い方向へとぜひ取り組みを進めてほしいと思います。</p>
38	<p>（「素案」について） 賛成します。 （第2章・第3条） 変更（緩和）により環境（CO2等の削減）変化の推定値があればよい。 （第3章・第6条・4項） 地域住民の定義は…積極的に協力…となれば。明確にしたほうが良いと思う。 （追記意見です） 明石市全体の環境（緑化プランなど）再検討を。大久保北・市の遊休地の維持。大久保～魚住間の耕地維持。水とみどりの都市空間を。</p>
39	<p>・新聞で、議員提出の条例が決まったと聞いて、パブコメもないし、意見も言えないと思っていましたが、検討会の答申を受けて、条例案のパブコメがあって、ほっとしています。</p> <p>・本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。公害は少なくなったかもしれませんが、私たちは地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地緩和は、SDGsなどの世界の流れに逆行していると思います。それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむをえず緩和が必要なのであれば、最小限にさせていただいたり、屋上庭園など緑を多く配置していただきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、目から鱗で、とても素晴らしい考え方だと思いました。</p> <p>・地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。必ずお願いしたいです。何卒よろしく願いいたします。</p>
40	<p>・検討会が周辺地域との関係を大切にし、「まちづくり協議会」等との協議と協定締結を義務づけた…、その考え方は妥当です。</p> <p>・一方、「議員提出の条例」は、その配慮に欠けていて、市民として受け入れられるものではありません。</p>
41	<p>・「素案」には賛成します。今後、明石のみどりの向上には力を入れてください。道路の植樹帯（緑地）の植え込みもお願いします。</p>
42	<p>・基本的に賛成です。</p> <p>・第6条にて工場内緑地率の緩和に伴う緑地の減少に後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が緑地の減少前と比してより良いものとなるという、ネット・ポジティブ・インパクトの考え方が評価できる。この考え方が地域協定の締結など明確な条件付きであることが分かりやすい文面にして欲しい。</p> <p>・その他、別途可決済の議案提出案については、下記の理由で反対です。①例規委員会の審査を受けていない。②パブコメを1ヶ月の期間実施していない。③広く告知を</p>

	していない。
43	<p>&lt;歴史の教訓に学び、緑地確保は市の責務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場立地の緑地についてこれを制約する取り決めは、1972年6月にストックホルムで行われた国連人間環境会議の影響を思い出してしまいます。1960年代、工場から排出される煤煙、排水、騒音などは、取り返すことができない有害な影響を人体と地球環境にもたらしました。公害追放から環境保全へと世論は形成されていきました。工場に対する緑地確保、義務はこうした歴史的背景があるものと承知しています。</li> <li>・爾来50年、今日においては明石市が熱心に取り組むSDGs時代が到来しています。</li> <li>・このような経緯と今日的情勢において、議会側から緑地規制緩和を推進するような条例が提案されていると知り、時代を逆行し、歴史に学ばない姿勢にがっかりします。コロナ後を思うに、ここで環境について人類が反省するときではないでしょうか。パブコメで市民の声をきいたとする程度では不十分なのに、そのパブコメすら行わず、議会の一部勢力で押し通そうとしていることは許されません。</li> <li>・その一方で、このパブコメを過程とする市が進めている条例は市民の声をきこうとしているだけマシかもしれませんが、繰り返しになりますが、議会の一部勢力は、緑地規制解除を求める企業側利益を付度するもので、同趣旨の市が提案する条例成立の阻止を企てようとするものでしょう。</li> <li>・住みやすいまちづくりは、国に優先して地方自治体（自治政府）が市民に保障するものであって欲しい。明石公園は県立ですが、樹木の伐採が進み、あれよあれよという間に丸裸になってしまいました。市民の憩いの場が消えつつあります。工場も広い敷地を占有しています。過去の失敗に学び、条例等で市民のために緑の保障を担保すべきと考えます。</li> </ul>
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月15日付「広報あかし」に掲載された条例案について大賛成です。工場緑地のあり方検討会の答申をもとに作成され「三方よし」という大変よく考えられた条例案だと思います。是非、その方向で条例案を制定して頂きたいと思います。</li> </ul>
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の近くに住む市民にとっては、地域協定は安心感があり、日頃気になっていること（例えば、従業員さんの通勤時の往来など）を伝える機会になってとても良いと思う。</li> <li>・議員の提出した条例は、市が提案しているような配慮を無視している。経済一辺倒で、子育て世代の市民としては受け入れ難い。</li> <li>・条例に提案されている「ネット・ポジティブ・インパクト」は、それぞれの立場の意見が反映されていて、いま明石が置かれている現状に合っていると思う。</li> </ul>
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に消極的に賛成します。</li> <li>・緑地の面積率が今より少なくなることについては、気候変動の観点から言うと、CO<sub>2</sub>を吸収する樹木が少なくなるので、今、世界で求められているCO<sub>2</sub>削減には逆行することになります。それで現行の緑地面積率を少なくすることについては、不安があります。しかし、企業の発展も必要です。検討会で何度も議論されて、出された結論ですので、現状を踏まえれば、仕方ないかと思っています。それで積極的な賛成ではなくて、消極的な賛成です。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年、議員から出されて議決された条例については、時間をかけて、十分、市民の意見が反映されたものとは思いませんので、再議は当然だと思います。</li> <li>・「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」については、緑地面積率の緩和した場合に、「開発によって生まれるマイナスの影響に対して、…、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」とありますが、新条例の「緑地面積率 10%以上、5%以上」はどんなことがあっても絶対に守られると解釈しました。「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」があるので「10%以上、5%以上」も緩和できるのなら、この条例案には反対です。</li> </ul>
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大久保駅から家に帰る 2 号線には、富士通、コカコーラ、三菱マテリアル等大きな会社・工場がありますが、この 3 社いずれもゆったりした敷地と緑地があり樹木も多く植えられており、とても気持ち良く、安心して通っております。会社に対するイメージも良く、地域や自然に対しての環境も良く、また勤務している人たちもきっと気持ち良く働いているのだらうと思っています。この環境をずっと守ってほしいと思っています。他の地域の工場などもとり入れられる条例にしてほしいです。工場緑地のあり方検討会の声を良くきき、とり入れて下さい。これからの世の中、企業優先より、地球環境優先と思います。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対する規制を緩和するためには、ネット・ポジティブ・インパクトのような住民への配慮の対策は是非とも必要です。それに加えて、地域住民への配慮はとても重要です。明石市のような工場がある場所に、住宅地がどんどん増え、結果として密集してしまったようなことも起こっています。企業と住民の協定といったものが必要だと思います。以上により、検討会の答申を受けた「明石市工場緑地法特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に賛成します。</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化の代替えに企業から緑化の為の資金を募るのは疑問を感じます。普段から環境保全に取り組んでいる企業もあり、それほどでもない企業もあると思います。中には、寄付さえすれば後は明石市がやってくれるでしょと投げやりな企業も現れるかもしれません、ない事を願います。</li> <li>・ご参考までに、少し条例の趣旨から外れるかもしれませんが、緑化以外の選択肢があっても良いのではと思いました。一例としまして昨年、NTT ドコモ gacco、滋賀大学提供講座「初めての STEAM 教育」を見ました。子供たちが楽しみながら色々な体験を通し、様々な考え方や多様なものの見方を身に付ける事だと理解しました。(講座は終了しましたので滋賀大学の HP 内のお知らせを印刷した物を同封します)工場は社会見学だけではなく工場内には、科学・工学・技術・アート、アグリカルチャー・数学等を活用した様々なものや設備が存在し、子供たちに STEAM 教育ができる最適の場になる可能性があります。工場職員の方に講師になってもらったり専門の先生をお呼びしたり、各工場の特徴を生かした学童・生徒達への体験教育・実践教育の場になれば市民の協力も得やすく市民からの寄附も集まり易いと思います。工場内の有志の方や地域住民やボランティアの方、学校関係者の方を巻き込んだ、市民・産・学・官の協働の継続事業になると思います。緑化も重要ですが緑化以外のアイデアも取り入れられてはと思いました。周辺市町村から良い町にお住みですね、良い会社にお勤めですね、</li> </ul>

	と言われるように願っております。
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地緩和について、検討委員会の結果を踏まえた明石市行政の提案を支持します。市議会で傍聴し、緩和のために提出した資料のいい加減さに驚きました。緩和を求める企業の体質の問題をとりあげないことに落胆しました。</li> <li>・工場を新設、増設断念が、働き手が流出するという発想が疑問、設備投資＝雇用促進？具体性がありません。コロナで今までの雇用やいろんなシステムが変わってきています。よって、その工夫を今こそ、取り入れるべき。考え方を違う方向に展開してほしい。</li> <li>・なぜ、この緑地確保のための規制ができたのか、その意義を人は、企業は忘れてしまうものです。当時とは違う状況、とよく言われますが人の意識、学習レベルは常に問い質すことを繰り返し、次の世代に引き継ぎをしてほしいのです。気候変動のことをみれば明らか、今の今でなく次の世代に本当の豊かさ、経済の在り方を伝えてほしい。企業はその責任があります。市民にはそれを見ていく責任があります。</li> </ul>
51	<p>&lt;7 ページ（7）情報提供および表彰&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地面積率や環境施設面積率の割合について市が指定した割合以上に多くの緑地を備えることができた企業には協力金などを与える制度などを採用してみてはどうか。</li> </ul>
52	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 3 ページ 6（1）「SDG s 未来安心都市・明石」の部分を取り入れて、総合的な政策との整合を明確にする。</li> </ul> <p>&lt;明石市版ネット・ポジティブ・インパクト(略NPI)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に合理的な考えだと思います。特に既存不適格の場合、現在までの既得権益があった。今後は何らかの制限を受けることは当然。さらに当時と現在では科学等の進化により生産設備等のコンパクト化や合理化がなされ、同規模程度の生産性はより少ない工場面積で可能となっている。このために新規工場建設には剰余面積も生まれ、土地の価値はその分高くなる。このためにも NPI の導入は合理的であり上質な地域環境創造のため手段であると思う。</li> <li>・しかしながら過去の大型商業施設にあたって制定された大店法は小売商業者の保護目的は誤っていないが、一部の小売商業者の権益のもとになり、お金で大型店の売り場面積の売り買いが横行した。現在では大店立地法になり環境や住民生活への影響での判断基準になった。</li> <li>・この NPI においてもまち協の存在がなんとなくグレーなイメージ。ここは NPI アドバイザー会議がしっかり判断基準を明確化し、住民エゴによる企業活動の悪い意味での妨げにならぬように運営がなされるようにしてほしい。</li> <li>・また 12 月議会にて採択された議員提出議案第 4 号は議会のいう条例の原則（例規委員会・広報・パブコメ）を無視し、内容も観念的、合理性に欠けるなどの点で反対です。</li> </ul>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞で、議員提出の条例が決まったと知り、パブコメもないし、意見も言えないと非常に残念に思っていました。が、検討会の答申を受けて、条例案のパブコメがあるということ、、、とてもほっとしています。願わくば、工場緑地面積率の緩和はしてほしい。</li> </ul>

	<p>くありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害は少なくなったかもしれませんが、私たち人間は現在、地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地緩和はこの問題に対して、そしてSDGsなどの世界の流れにも逆行していると思います。それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの必至な理由で、緩和が必要なのであれば、、、どうか最小限にさせていただきたいです。ただ、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想が目から鱗で、とても素晴らしい考え方だと思いましたので安堵しています。</li> <li>・地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。ですから明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは必ずお願いしたいです。よろしく申し上げます。</li> </ul>
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成です。</li> <li>・ただし、その他、可決済みの「議員提出案可決」については反対です。</li> </ul> <p>反対理由 ①例規委員会の審査をしていない。 ②パブリックコメントの1か月をしていない。</p>
55	<p>&lt;明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（案）を推奨します。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「SDGs 未来都市」を目指す明石市で、工場の緑地を緩和する動きが市議会で持ち上がった事に、非常に驚く。この問題は市議会議員だけで結論を出す課題でなく、広く市民意見を反映する事象である事から、ネット・ポジティブ・インパクトを基本構想に盛り込むべき。</li> </ul> <p>&lt;2項(3)本市の特定工場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場 44 工場のうち、市街地に 22 工場あり、そのうち 18 工場が既存不適格工場である。市街地というのは市民生活と直結しているにもかかわらず、すでに不適格工場がこれほど多いのに緩和などあり得ない。以前、川崎重工業(株)の工場内見学をしたが、索漠とした工場内から、一步外に出ると木々や芝生の緑が目に入り癒された。周辺住人や働く人にとって緑地は無くしてはならないと思う。</li> </ul> <p>&lt;2項(4)近隣自治体…&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和している自治体は、周辺が山で囲まれていたり、神戸市のように背に六甲という緑を back にもっている。明石市は緑に恵まれていない海沿いの街なので、別に他の自治体の真似をせず明石市独自の街づくりがあってよい。</li> </ul> <p>&lt;6頁(4)明石市ネット・ポジティブ…&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議を、第三者機関として設置することで、企業と地域、行政との良好な関係性を創ることができると信じているので、これは是非実現してもらいたい。</li> </ul>
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員主導の条例作りに反対します。</li> <li>・ネット・ポジティブ・インパクト制度を重視して下さい。</li> </ul>
57	<p>(自治会との協定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺工場とはうまくやっています。協定を結ぶのは簡単だと思いますが、関係性を考えると心配なところもあります。</li> </ul>
58	<p>(寄附金をもらうことについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場が自分で緑を確保できないならお金を出して明石市でやってもらうのも方法だ</li> </ul>

	<p>と思います。</p>
59	<p>(条例の感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球規模で環境問題がとりあげられている中で、企業も緑を大切にすることが必要があり、賛成します。企業もSDGsを進めないといけない事は分かっているはずですが。</li> </ul>
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案全体については、SDGsが掲げる三側面の統合を小学校区という狭い地域範囲で実現しようという無理が生じています。小学校区で実現できる側面と市域で実現できる側面の仕訳ができていません。</li> <li>・次の明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという用語に自己陶醉しているような観があります。可能な限り日本語で記述することが求められる条例の中にカタカナ英語を持ち込むのには反対です。法律で「速度違反」と記述するところを「スピード違反」と記述するようなものです。条例は、市民が辞書や解説書を見なくても読解できるような文書でなくてはなりません。</li> <li>・3月市議会においては、市長が提案する条例案に対して議員から厳しい質問が数多く出されることは間違いありません。私が別紙で指摘している条例素案の矛盾や弱みについて、十分な反論を用意しなければなりません。条例が実現したい内容に絞った条文にすべきです。そうでない内容を記述する条文は、思い切って修正又は削除しておくのが正しいリスクマネジメントです。「名を捨て、実を取ること。」及び「実現が困難な内容や実効性の乏しい内容は無理押ししないこと。」に努めてください。</li> </ul> <p>(項目1 条例案の掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募を広報あかしに公表する場合には、条例案も掲載すべきです。条例の立案過程への市民参画を市民の権利として位置付けているのであれば、僅かな紙面にしかない条例案を掲載しない理由が分かりません。紙面が増えることによる経費増は市民が負担します。</li> <li>・一方、デジタル行政を推進する場合には、デジタルデバイド(情報格差による不利益)対策が必須です。市ホームページにアクセスできない市民は多数おられます。広報あかしに条例案を掲載しない事実から、市民が市政へ参画する権利及びデジタルデバイドに関する市行政の認識が疑われます。</li> </ul> <p>(項目2 議員提出条例の掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年12月市議会において成立した議員提出条例も掲載すべきです。議員提出条例については市長から再議書が提出されています。再議書には、明石市自治基本条例第2条第5号の「市」とは、市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいうという規定を掲載しています。市民の理解では、広報あかしは、市の広報紙であって、市長等の広報紙ではあってはならないと考えます。市の広報紙は、市民がパブリックコメントを作成する際に必要な市を構成する双方の考え方を理解する機会を提供する責務を果たすべきです。本年の3月市議会においては、議員提出条例と市長提出条例の選択が審議されます。その前に、自治基本条例に掲げる基本理念の一つである情報の共有に努めるべきです。</li> </ul> <p>(項目3 緑地面積から樹木の体積への視点の転換の時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地の緩和については、緑地面積の緩和と代替地の確保という視点に捉われるのではなく、工場敷地内の樹木の体積の維持と増加という視点に切り替えるべきです。</li> </ul>

緩和に反対する意見の多くは、地球温暖化を防止・是正するための二酸化炭素の吸収能力の減退の懸念です。これは、緑地面積の問題ではありません。例えば、山林を伐採してゴルフ場を造成しても緑地面積は減りません。ここでは、山林の伐採が問題なのです。したがって、事業者が、緩和規定を適用して、工場敷地内の緑地面積を減らす場合には、その代替策として、現在の樹木の体積の維持だけでなく増やすための植樹計画を提出して計画を実行することを義務付けることです。まとまった緑地への植栽だけでなく、建物に沿った植樹も適合とします。ISO の認証を受けている工場は、環境側面への影響基準を満たしています。公害防止から二酸化炭素削減へと工場敷地に対する課題は変化しています。

(項目 4 グリーン・イノベーション)

・工場緑地面積の緩和を求める意見の多くが、工場の施設及び設備の更新の必要性を指摘しています。そして、明石市における厳しい緑地規制の存在によって、工場が市外へ移転してしまうことを危惧しています。

・しかし、地球環境問題は、グリーン・イノベーションを掲げる産業界においても重要なテーマになっています。産業界においては、企業への投資や企業間の取引の国際基準として、既に、工場等のグリーン化の水準が評価される時代に入っています。具体的には、二酸化炭素の排出と吸収の結果がゼロに達しない工場から作られる製品は、商取引上不利な立場に置かれます。工場の移転に関する意見は、もう少し昔の視点であり、明石市に先行して工場緑地の規制を緩和してきた市町村は、再見直しが必要になることも十分に想定できます。工場の市外への移転を理由として、工場緑地面積の緩和を求めるこれまでどおりの視点には化石賞が与えられるのではないのでしょうか。

(項目 5 評価不能なネット・ポジティブ・インパクト)

明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、評価基準の客観性の点で、条例の規定としては適切ではありません。ネット・ポジティブ・インパクトは、緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比してより良いものとなることをいいます。この経済、環境及び社会の全体を評価することの困難さ(人材、時間、費用)には想像に絶するものがあります。また、その評価に対して納得しない工場が、行政不服審査請求や訴訟を行った場合に、市行政は全体の評価の客観性をどのように立証できるのかという課題があります。結局、そのような困難を避けるために無難な評価を繰り返せば、たちどころに、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、有名無実化することは明らかです。

・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは不必要だとは言いません。その評価の結果を公表することで、その工場が社会的評価を受けることで十分に目的を果たすのではないかと思います。これはグリーン・イノベーションの評価を国際的な機関が実施して、その機関の評価が、企業間の投資や取引に影響するという仕組みと共通します。したがって、条例素案第 6 条は、主語を「届出を行おうとする者」に変更して。結語を「努めるものとする。」に改めるのが適切です。

(項目 6 周辺地域と経済・環境・社会)

・緑地面積緩和前と緑地面積緩和後の周辺地域の経済がどのように変化したのかを把握する方法が本当にあるのでしょうか。それ以前に、例えばこれまでに、立地してい

る小学校区に工場の緑地が与えている経済、環境及び社会の全体の影響を調査したことがあるのでしょうか。市民から提出された意見には、工場周辺への臭気、雑草及び落ち葉並びに出退勤時の自動車等の環境面があります。また、工場と地域との交流に関する意見はあります。しかし、小学校区内の経済や社会への影響についての意見はほとんどありません。評価の対象を緑地面積緩和により工場敷地周辺の生活環境等への影響と明石市内における二酸化炭素吸収量への影響に限定してはどうでしょうか。同様な考えが、条例素案第1条に示されています。ところが、条例素案第6条は、当該影響の範囲を余りにも広げ過ぎて実際の影響を把握する困難を軽視しているように見えます。前項にも述べていますが、条例が形骸化・空洞化するリスクは、はじめから除去しておくのが賢明です。また、条例素案の第1条と第6条の規定の整合を図るべきです。

#### (項目7 寄付を条文化する意義)

・寄付を求める行為を条文化することには反対です。日本は欧米諸国と比較して寄付文化が普及していないと言われます。欧米では、富を築いた人が、私財で様々な基金を設けて、社会貢献する例が報道されます。日本においても、最近では、クラウドファンディングによる善意や賛意の寄付が増えてきました。明石市の水道は民間事業者の寄付によってスタートしています。寄付の本質は自発性です。そこに、寄付を求める行為を条文化するというのは、寄付文化に対する敬意が感じられません。条例素案第6条第2項は、寄付に強制力を働かすことを意図する条文です。この寄付は、明らかに寄付という負担を強要しています。

#### (項目8 ペナルティーからインセンティブへ)

・この条例素案の適用を受けずに従前の緑地面積基準を維持する工場に対して、条例素案の基準を上回る緑地面積に応じて土地にかかる固定資産税を減ずる措置を講じることを提案します。その資金は、事業所税から充当します。機会があつて知ったのですが、アメリカ西海岸のある都市の固定資産税の仕組みの中に、湖岸から一定の距離内に建造物を建てないことを条件にその面積に応じた税金を減じている例がありました。湖岸近くの環境や景観を良好に保全するために、私有地であっても建造物が建つのを極力へらすことに市民に協力を求める仕組みです。

・事業所税の一部を事業所間の共助資金として活用し、二酸化炭素削減のためのインセンティブ資金としてはどうでしょうか。さらに、この共助資金をプールするための基金(あかし里山・ため池・まちなか植樹基金)を設けることを提案します。この基金には、ネット・ポジティブ・インパクトの努力目標に達しなかった工場から自発的な寄付があつた場合の寄付金の受け皿として使用することを提案します。そして、その寄付金は、二酸化炭素排出量の取引高として評価することも必要です。このような2種類のインセンティブのほうが、法令上の疑義がある寄付という名のペナルティーよりも効果があると思われれます。

#### (項目9 都市緑化への取り組み)

・明石市には、明石駅前に県立明石公園があります。住宅地に近接して里山や田畑があります。そのために、緑豊かな都市のように見えます。しかし、都市のインフラとしての樹木がどれほどあるのでしょうか。土地区画整理事業で生み出した都市公園以

外に公共事業として設置した都市公園があるのでしょうか。実は、明石市においては都市のインフラとしての植樹は放置されてきたのに等しいのではないのでしょうか。例えば、市役所新庁舎建設計画の中に緑地や樹木は考慮されていません。市役所敷地は工場敷地と異なって確保すべき緑地面積の割合がないのです。当初の計画では、余剰となる見込みの市庁舎敷地を民間に売却しようとしていました。

・市行政自らが二酸化炭素削減のために都市緑化に取り組む姿勢を示すべきです。市行政が、市街化地域に用地を確保して都市緑化をするのが困難であれば、少なくとも市街化区域に隣接する市街化調整区域に用地を確保して、幅広の樹木帯を設けることを提案します。

(項目 10 里山・ため池・まちなか植樹基金)

六甲山が禿山であったときの写真を見たことがあります。禿山であった時でも緑地面積が減少したわけではありません。その後、神戸市は、大規模な植樹に取り組んだ結果、六甲山が現在見るような大木が林立する緑地になったのです。明石市の里山、特に明石市が所有する里山に大木を植樹するという発想そのものがありませんでした。里山はまったくの自然林ではありません。人々が育ててはじめて森林となるのです。そのことを謙虚に振り返れば、ネット・ポジティブ・インパクトが実現できない工場に寄付を求めるとするのは、市行政による都市緑化の取組と対比すると余りにも均衡を失ったペナルティーではないのでしょうか。ここは、市行政、市民、地域組織及び事業者のパートナーシップに基づいた未来志向の取り組みが必要です。その未来志向の取り組みとして、「里山・ため池・まちなか植樹基金」の創設を提案します。先述していますが、この基金に事業所税の一定の割合を充当します。これは、事業所の共助の理念に基づきます。その他、この基金への積立を指定したふるさと納税を設けます。海を豊かにする植樹のための基金として、漁業関係組織にも積立への協力をお願いします。もちろん、市民にもクラウドファンディングへの協力をお願いします。市行政は、この基金を原資とした植樹計画を策定し、毎年の植樹の成果を発表してはどうでしょうか。

(項目 11 条文の主語を取組から届出者に変更)

・第 6 条の条文は、「取組」という主語が文末に置かれて、その結語が「行われなければならない」となっています。このどこか第三者的な条文は、届出者に負担を求める条例にふさわしくありません。さらに、読み手が、届出者を主語として読み始める可能性が高い上に、それに続く文章が難解過ぎます。また、届出者と対象事業者の使い分けにも混乱します。この条文を読み切るには、かなりの読解力が必要です。そこで次のように整理してはどうでしょうか

(周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等)

・特定工場の緑地を整備(当該整備後の緑地の面積に係る緑地面積率が第 3 条の規定により法準則に定める割合を下回る場合に限る。)するために、法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により届出を行おうとする者は、市、当該特定工場を設置する者(以下「対象事業者」という。)及び地域住民のパートナーシップの下、次の各号の取組に努めなければならない。

(1) 第 3 条の規定による緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域にお

ける生活環境の向上に資する取組

(2) 前号の取組を除く次条第7項に規定する評価及び助言を受けて行う取組

・整理後の第6条には「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト」の用語は記載していません。この用語は条例の解説書の中で使用することが適切です。また、明石市全域を対象としたSDGs施策において使用することは適切です。その理由は、項目6に記載するとおりです。

(項目12 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議の名称変更)

・条文中にこのような名称を使用している事実から、市行政が、市民が自治の主体であるという自治基本条例の基本理念をどのように理解しているかが分かります。名称を「明石市工場緑地の緩和に係る生活環境等の評価及び助言会議」に変更することを提案します。名称の長さはあまり変わりません。しかし、市民にとって、日本語の名称が分かりやすいのは確かです。一度制定された条例は、よほどの事由がないかぎり廃止されることはありません。したがって、条文の中に目新しいカタカナ英語を容易に持ち込むことには慎重でなければなりません。カタカナ英語の賞味期限は意外に短いと思います。

(項目13 第8条の削除又は変更)

対象事業者の工場が立地する小学校区内で、ネット・ポジティブ・インパクトが完結しないのは誰の目にも明らかです。小学校区内で完結する経済面におけるネット・ポジティブ・インパクトの達成を想像することは困難です。もともと、経済面と小学校区内との関係は不明です。また、小学校区内で完結する二酸化炭素削減におけるネット・ポジティブ・インパクトの達成を想像することは困難です。小学校区内だけで、緑地の緩和によって損失した樹木の代替用地を確保することはとても困難です。したがって、明石版ネット・ポジティブ・インパクトの達成のための協定の締結は規定は出来ないと言った方が正確です。

(項目14 市民提出意見と協定の項目)

・市民意見募集の結果、「工場緑地や工場と地域の関わりについて、どのようなことを求めるか」との選択肢による設問に対して次の項目が多く選ばれていました。①工場緑地の適正な維持管理、②騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止、③CO<sub>2</sub>排出量の削減

④災害発生時の避難場所や物資の提供。上記の項目のうち①、②及び③が工場緑地面積の緩和の影響を受けます。したがって、第8条(協定の締結等)を次のように変えることを提案します。

第8条 市、対象事業者及び地域組織は、工場内における緑化等の取組及び次の各号にかかる対策を内容とする協定を締結するものとする。

(1) 工場緑地の適正な維持管理

(2) 騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止

(3) CO<sub>2</sub>排出量の削減

・市民提出意見を条例の内容に反映させる責務が市行政にあります。市民に市政への機会を提供するという趣旨は、市民から提供された意見を条例に反映させることも含んでいます。

	<p>(項目 15 市民参画条例と明石市工場緑地のあり方検討会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画条例第 12 条(審議会等の委員の選任等) 第 1 項第 5 号には、次の規定があります。委員総数の 2 割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。同条第 2 項第 3 項には、次の規定があります。市長等は、毎年度、審議会等(前項ただし書の規定により、同項に規定する公表をしないものを除く。)ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。</li> <li>(1) 委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項</li> <li>(2) 公募による市民の委員がない場合は、その理由</li> </ul> <p>緑地面積の緩和に関する二つの条例の策定に関しては、その策定の過程に市民参画手続が適正に実施されたかどうか論点になっています。</p>
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にとって大切な条例案を作るために識論を重ねられた「検討会」の委員の方々、「検討会」を進めるためにご苦勞された事務局の方々に敬意を表します。</li> <li>・気候危機がさげられる中、緑地を守り育てることは、私たちが生存するためには絶対必要です。それが条例によって減らされることには、納得ができません。しかし、「検討会」で委員の方々が議論を重ねられ、その結論に沿った条例案に賛成します。</li> <li>・条例案の「工場緑地面積」20%以上⇒市街地 10%以上について、一律にするのではなく、工場の緩和に関する意見を十分聞いて、個々に審査して緩和を認める、認めないを判断してはどうでしょうか。そして、屋上緑地や壁面緑地など意見も聞き、条件を付けてはどうでしょうか。</li> <li>・今回のように、市民の意見や思いを聞いて市政を運営する明石市の努力に感謝します。明石市の市政運営に、明石市にはもとより他市の市民からも賛意の声が聞かれます。引き続き、市民の意見や思いを聞いて市政運営に当たられることを期待します。</li> </ul>

### 【緩和に反対】

NO	内容
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでは、100 分の 20 以上だったのに市街地 10%以上、南二見人工島 5%以上とすると、要は緑地面積が減るということだ。経済界からの要望が強いということだが、住民の健康についても考えてほしい。それだけでなく公園などが少ないので、温暖化や二酸化炭素の吸収などが、減る。SDGs を推進している市がこの目標に反している政策を行っている気がしてならない。第一の目標は住民の健康、安全なのではないか。</li> </ul>
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸新聞に掲載されていた、答申案について市の担当者は「環境、社会、経済の三方良しを目指す。緑地面積率引き下げは経済に良くても、環境と社会にマイナス」と説明。という意見に賛成。まさにこの案は環境と社会にマイナスだと思う。今以上に工場緑地面積を減らすのは納得がいかない。広報あかしではプラス面しか記載されていないのもおかしいと思う。反対意見があるはず。これでは工場緑地面積引き下げに関して良い面の刷り込みにしかならない。</li> <li>・市議員が、「緑地面積率が負担となり、企業は工場を建て替えられず、施設の老朽化が進んでいる」と指摘。「企業は新たな事業展開に乗り出しにくいほか、職場環境を改</li> </ul>

	<p>善できず従業員確保にも苦しんでいる。工場が市外へ移転すれば、市内の雇用にも大きく響く」と訴えたそうですが、工場は企業努力はした上でなのか？施設の老朽化等は建てたときから明確なことで、今まで計画的にできてなかった企業がこれから明石市のプラスとなれるのか？もし工場以外の場所に緑地を増やすとしても、工場の緑化は必須。なぜなら、勤務する人たちも健全でないと長い健全な工場経営は不可能であることと、工場はCO2削減のために率先していくべきだと思うから。モノを作って売っていくからには計画的にかつ責任もしっかりと持たないと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそもこれからの未来もっとオート化が進むであろうに、なぜ工場面積を増やし、緑を減らすのだろうか？小学生の子にも分かって納得できるくらいに、もっと丁寧に市民に説明できないのか？法律で緑地面積を減らすことが認められているとかではなく、ほかの都市に先駆けてSDGsを意識した工場の緑地面積を増やすというなら、さすが明石市！となると思うし、未来のことも考えられているのだなと思います。他の地域の人に誇れる明石市でありたい。</li> <li>・以下のサイトによると世界に目を向けてみると、日本の緑地面積は決して多くはないのだと気づく。世界主要30都市・一人あたりの緑地面積ランキング25位 東京（日本）11 m<sup>2</sup>/人。このサイトの信ぴょう性は私は専門家ではないので分からない。既にご存知だと思うが、どうぞ調べてみてください。ただ、一般人として上位の都市を見ると非常に魅力的な都市であると思えるのは緑地面積の広さもあるのだなと感じました。</li> <li>・子育て中の主婦として何かで聞いたことがあるのですが、緑の多いところで過ごす子どもは情緒安定、賢い子に育つそうです。子育て世帯にやさしいまちの明石市はそうであってほしい。先日明石公園の木がほぼ失われていて、ショックでした。なくすのは簡単ですが、失われた自然はすぐには育ちません。そこを踏まえて、ゆっくりじっくり議論していくべき内容ではないかと思います。決定を急ごうと焦っているようにみえます。</li> <li>・最後になりましたが、文面分かりにくい点があればご容赦ください。広報あかしで今回の条例案を知り、緑豊かな明石市を子どもたちに残したいとの想いで、初めてこうした意見をさせていただきました。西明石駅に行く途中のファミマにある喫煙所について、いつか市長への意見を図書館で投稿したところ、その意見がきっかけになったかどうかは分かりませんが、その後喫煙所がなくなっていたので、もしその意見が届いたのだとしたら、意見を書くことに意味があるとも思い、ただの一明石市民ではありますが、子育て真っ最中の小さな声を聴いていただけたらと思います。</li> </ul>
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地を減らすことには反対です。現在CO2削減に向けて、世界中が取り組んでおり、各人も身近なことから、なんとか地球温暖化をくい止める意識を高めています。こうした時期に緑地を減らすということは、全く逆行していると思います。企業には社会的責任があり、山に木を植えたり化石燃料から電力や水素に移行する会社も多くニュースで伝えられています。そうした会社が市民から共感を得られるのだと思います。又、老朽工場の建て替えに障害があるのであれば、その部分だけを条例で手当とする仕組みをつくれれば良くて、緑地面積を維持する根幹は変える必要はないと思います。</li> </ul>

65	<p>・緑地面積率の緩和は反対です。法基準の緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上の保持を願います。明石市には神戸市や三木市、そのほかの市に比べ山がなくもともと緑がほとんどありません。明石市は子育て世代の移住が増え、税収も増え市が豊かになってきています。でもまだ十分ではありません。子育て世代には緑も重要です。子供の教育に自然は必須です。</p> <p>・例えば千葉県の流山市はその豊かな緑を活かした事業で子育て世代の誘致に大成功しています。流山市のみどりの基本計画を参考にして、明石にもっと緑を増やすようにできませんか？例えば、工場緑地とは別の案件ですが、流山市を参考にして、個人宅に対して木を植えた人に補助金（木々の手入れ）を出すなどの対策ができませんでしょうか？この補助金のアイデアは工場緑地にも使えると思います。あと国道沿いの木や公園に木が少なすぎます。この点は金沢市の「金沢市緑のまちづくり計画」を参考に見てはどうでしょうか？金沢に遊びに行った時に街中の緑の多さに感動し、明石市もこうなればキレイで魅力が増えるのに・・・と思いました。緑がほとんどなさそうに思う東京駅周辺の高層ビルの間でさえ、明石市より緑が美しくキレイな街並みです。明石は国道沿いに極端に緑が少なく街並みがキレイではありません。緑が多いと人もその美しさに魅了され移住を考えます。どうか明石にもっと緑を増やせるようにSDGsの観点からもよろしく願いいたします。以上、よろしく願いいたします。</p>
66	<p>・緑地面積率の減少に反対します。「ネット・ポジティブ・インパクト」にあるCO2排出量を全体的に減少させればいいんだという考えにも疑問です。企業が自己の利益率向上のため省エネや合理化を努めることは当然であり、緑地面積率の減少とは無関係に進めるべきだと思う。また、従業員の働く環境改善にしても同様です。現在 20%を守っているところからすれば「？」となるのではないのでしょうか。「SDGs」を中途半端にしないためにも緑地面積率は維持すべきだと思います。</p>
67	<p>・緑化基準の引き下げに反対です。元々豊穡の海を埋め立てて、環境破壊をしている土地で、かろうじて自然回帰させていたのに、SDGsやカーボンフリーの世の中で、緩和をする今日的な意義が全く理解できません。このような要求を出している企業名を明らかにして欲しい。このような要求をもち出した明石市や企業、団体はESG融資の対象外になるべきだ。とある会議で、基準の科学的な説明ができなかったと聞く。お隣の国のような、科学や道理の通らない人治自治体になってほしくない。子供を育てやすい市とは思えない暴挙だと思います。</p>
68	<p>・今の明石市の公園をみる限り「人にも自然にも地球にもやさしいまち」になんてなってないです。いい例が明石公園。(図あり) 去年からバッサバッサ木が根元から切り倒され、緑がどんどん減ってます。せっかく国が決めてくれている面積率をわざわざ減らしてほしくないです。散歩していても木影とか全然なく太陽がてりつけて、こげるばかり、エアコンの熱風充満するばかりにはなってほしくありません。こんなことを書いても無駄。どーせ決まっていることだろうと思いますが、一市民として言わせていただきました。市役所の北側道下の公園も「丸裸」。これ以上緑を減らすのは反対です。</p>
69	<p>・「あり方検討会」を無視するような12月議会で「工場緑地面積率」緩和のための条</p>

	<p>例が可決されたことを残念に思っていました。今回パブリックコメント募集されたことを歓迎します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内には、法律ができる前から事業活動が行われていたため、規制にかかわらず、法律どおりの整備がされていないところもあると思います。このような会社が建て替えないとの理由で救済する必要があるのでしょうか？技術が進んでおり、基準内での建て替えができると思うし、そうすべきでしょう。</li> </ul>
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市の気候非常事態宣言の趣旨を記入すべきです。地球温暖化対策は、待ったなしです。CO<sub>2</sub>を吸収する緑地を削減する議員提案の条例案は賛成できません。デンマークでは、木材を輸入した企業は、その分を植林するそうです。森林が果たしている役割をしっかりと認識し、啓発することが問われています。気候非常事態宣言の趣旨を具体化するために、明石市は、①耕作放棄地の使用や緑化、②大久保北部の市有地等の緑化、③市公園の樹木の丸坊主選定の見直し、④豊かな海の再現のための藻場の育成などをただちに取り組むべきです。</li> </ul>
71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した建造物の建替えの促進が外観上の改善を成されることと、居住環境が改善されるということに整合性があるとは考えられません。居住環境として緑地面積を減らさず低木・草地等としての空間を残すべきです。</li> <li>・生態系保全に関する考え方と表現されているが、「生態系」とは一定地域の空間における生物と非生物のエネルギーの動きから物質循環を考える、植物(生産者)、動物(消費者)、菌類等(分解者)の調和が個別地域の特性を計算していることです。(保全)とは生態系への負荷を低減する設計における大気や水の浄化を目指すことであり、ポジティブ・インパクトとネット(網)をつなげているだけの和製カタカナ表現は誤解をまねくのでやめてほしい。</li> <li>・工場立地法は過去の「公害問題」をつくりださないように規制した良い法律です。緑地面積率を20%から5%、10%と減少させることに反対します。増加する方向で再考してほしい。他市・町の緩和に対して、”明石市”としては制限をさらに厳しく規制し、豊かな自然環境保全の市となることを望みます。</li> <li>・限られた議員による提案条例はどうも了承できません。広く市民全体へのアンケートや住民投票も視野に考えてほしいです。</li> </ul>
72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例素案には賛成できません。明石市緑被面積が減少している中、企業が市民への責任を果たす立場にたっていただきたい。また、明石市も工場の緑地面積率を市が独自で指定できる基準の下限いっぱい緩和するのは、気候危機打開を考える上でも、「SDGs 未来安心都市」をめざす明石市からしてもふさわしくないとされる。緩和の科学的根拠も示していただきたい。工場緑地の面積は法基準並みにすべきと考えます。「専門家からの助言」として言われている内容で、面積ではなく緑の立体的な容量(体積)の確保と「質の確保」とあり、立体的な容量確保のためにも面積が必要。</li> <li>・ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は、専門家の助言にも共通するもので、工場敷地内や周辺の緑地の形成に有効な考え方であると思うが、工場立地法の基準からの緩和に適用するのであれば理解できるが、基準の下限いっぱい緩和した上でこの方策は有効なものになるのか疑問である。</li> </ul>
73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私は、緑地の面積率の緩和により、私たちの生活環境へのマイナスの影響が生じる</li> </ul>

	<p>のではないかという不安があります。素案では、ネット・ポジティブ・インパクトの「明石版」の導入の構想があり、緑地面積率の緩和前より、「よい環境」にするための様々な取り組みが提案されています。私はそこに労力を割かれるより、もともと工場立地法が制定された環境保全の趣旨にのっとり、現場の敷地面積率でのままでいいと思います。その上で、地域の住民も工場も一緒になって、構想にあるような取り組みを通じて、「すべての人にやさしいまちづくり」を進めていけばいいのではないのでしょうか。</p>
74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難しいことはよくわかりませんが、工場緑地面積率の『緩和』の「緩和」というのは、工場を作る側から見た「緩和」ですよね？ SDGsを進めて、明石市が、人間にとって本当に住みやすい安全で、美しい町になるためには、町全体にとって、どれぐらい以上の緑が必要か、話しあうべきだと思います。</li> <li>・でも、工業地帯の緑を減らして、住宅地の緑を増やしても、そういうバランスの悪さは長い目でみると、SDGsの考え方からは外れるように思う。50年100年先のことを考えて話し合っていくべきだと思います。</li> </ul>
75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、市の広報『あかし』で、見開き二面をさいて広報してもらえたことには、敬意を表したいと思います。</li> <li>・今回の条例改定案は、SDGsの本来のねらいとは合致しないので今回の改定には反対である。広報では、「環境・社会・経済それぞれの分野で、みんなが協力し合い“三方よし”を目指すための“あかしモデル”と呼べるような意見をまとめた。」と表現されているが、環境へと社会へのかなりの犠牲の上に成立する改訂条例案だと思われる。明石市がSDGsを重視した政策を実施していく（あかしSDGs推進計画（明石市第6次総合計画）及び（仮称）あかしSDGs前期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期））について）ためにも、再検討すべきである。</li> <li>・工場緑地を維持することで、市民にも工場で働く人にも快適な質の高い環境を提供することができ、明石市の魅力とすることができるのではないだろうか。明石市では、人口が増え、農地や樹林地が減少しつつおいて、工場と市民の接点は以前にも増して強くなってきている。したがって工場緑地の緩衝帯としての重要性は以前にもまして一層大きくなってきている。今回の条例改定案は、明石市の緑地の減少・グリーンインフラの低下にも繋がる。</li> <li>・改定を検討する前の段階として、現在の工場の周辺における環境状態（騒音、PM2.5を含む粉じん、化学物質などの）を測定し、評価すべきである。</li> <li>・万一緑地面積の削減を認可する場合には、緑地面積を削減する事業所が個別に実施すべき補填事業を量的に明示すべきである。今回の削減条例案では、緑地の量的な減少が明記されているけれども、工場建物の面積を拡大した事業所が補填事業として具体的に実施すべき事柄の質と量が提示されていない。（例えば、寄付が上がっているが、その額も期間も明示されていない。）一度、取り崩された緑地を、再び緑地に戻すことは、とても困難なことだと思われるので、もっと多くの市民の意見を聞く機会を用意するなどを含め、審議会でも発現があったが、慎重な議論が求められると思う。</li> <li>* なお、工場緑地の削減が抵触するのはSDGsの以下の3項目である。 目標 11 [持続可能な都市]</li> </ul>

<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻む。</p>
--

**【条件なし緩和】**

NO	内容
76	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積率：準工業地域 10%、工業地域・工業専用地域：5%、南二見人口島については地域未来投資促進法により、さらに 1%まで緩和すべき。</li> <li>・明石ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議の設置、及び企業の新たな負担につながる企業による緑地整備、寄付等について反対。</li> <li>・地域組織との協定締結について反対。</li> <li>・企業はその工場だけでなく、関連会社、下請け会社も含め、市の財政と雇用において、大きな貢献をしている。緑地面積率が妨げとなり、老朽化した工場の建替えができなければ、他地域への転出が現実となり明石市にとって大きな打撃となる。地域協定についても、地域に反対者がいた場合、規制緩和が全く進まないことになるので反対する。</li> <li>・工場の周辺の景観や実際の省エネ、CO<sub>2</sub>排出削減等環境面からみても新しい建物、設備に更新した方が有効である。工場で働く従業員の労働環境の改善、事故のない安全な職場の実現のためにも規制緩和が必要である。近隣他市と比較しても、明石市（案）は企業に厳しすぎる案である。</li> <li>・明石市は工場から多額の事業所税を徴収している。この事業所税を活用し緑地を確保するべきで、企業にさらなる負担を課すことには反対である。</li> </ul>
77	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は多額の事業税を支払っているもので、新たに負担となるものは反対です。また地域協定の締結は、地域に強固な反対者がいた場合、緩和ができないので反対です。</li> </ul>
78	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市全体の緑地をどうするのかといった大枠が示されていない中で、市内緑地の 4%の存在である工場緑地を起点に、明石市の社会課題の解決を図ろうとし、結果として企業側に追加負担を強いる内容は行政課題を企業に押し付けているように見える。</li> <li>・「ネット・ポジティブ・インパクト」の導入可否については、今までの納税額や社会貢献活動の内容も異なる企業の個別事情に合わせ、企業側が独自で判断すべき事ではないか。行政は独自に制度を導入した企業を称賛すれば、地域に対するアピールになる。</li> </ul>
79	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会議員提案を支持する立場です。</li> </ul> <p>工業地域の規制</p> <p>緑地面積率            20%→ 5%</p> <p>環境施設面積率    25%→10%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積率が周辺環境の維持や向上につながるとは考えにくい。工場敷地はあくま</li> </ul>

	<p>で一企業の私有地内であって、市民が憩う場ではない。保安上、一般開放にもそぐわない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場を所有する製造業に対してのみの規制であり、不公平。産業構造が大きく異なる現代にそぐわない。むしろ、今後、産業界全体でカーボンオフセットに向けた様々な取り組みが求められる。そういった取り組みにシフトすべき。</li> <li>・これまでの議論の過程でもあるように、既存工場の建て替えや設備投資の足かせとなる。最悪の場合は市外流出となり、市の衰退にもつながりかねない。</li> </ul>
80	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村で緑地面積の緩和が進んでいる。また、商業施設や居住地域であれば、ある程度の緑地面積を求めるのは、理にかなっている。しかし、準工業地域・工業地域・工業専用地域は、製造や各種サービスをおこなう工場等施設で事業をおこなうため、機能が違う事から同一の考え方をする必要はない。特に、中小零細企業は資金力に乏しく、土地取得に際し、余裕を持つ余力は小さいため、緑地面積を確保するには建屋を計画より小さくするなどが必要になる。事業・機能の拡張や効率化など、当初の目的から逸脱する可能性が有り、緑地面積については5%に緩和すべきである。尚、工業団地などでは、団地トータル面積で一定の緑地面積を確保すれば、個別企業の負荷は減り、且つ、緑地面積はある程度確保できる</li> </ul>
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地に余裕がない特定工場においては緑地率が規制となり老朽化による建替や生産性・競争力向上のための設備投資ができない状況にある。</li> <li>・福利厚生施設の更新にも影響が及んでおり、魅力ある職場環境整備が遅れば人材確保も難しくなり、市外への移転も検討せねばならない状況になりつつある。</li> <li>・明石市の企業だけに厳しい緑地率の規制を負わすべきではないと考える。</li> <li>・この様な観点から、明石市に対し緑地面積率等の緩和を早急に求めたい。</li> </ul>
82	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我々中小事業者にとって限られた資本、人員、敷地において、今の経済状況の中で伸ばして行くのが困難な中で限られた状況を把握し有効活用して行きたい。緑地においても緩和する方向で検討願いたい。</li> </ul>
83	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積率については、工業地域、工業専用地域は5%、準工業地域は10%、南二見人工島は地域未来投資促進法により、1%にすべきである。</li> <li>・既存不適格の企業は、工場立地法施行前の工場で、長年にわたり明石市へ税の納付や地域への貢献を行ってきた。そうした貢献してきた企業にとって、10%ではメリットが極めて小さい。</li> <li>・生産性の向上、快適で安全安心な職場、脱炭素の取組を推進するためにも上記緩和率にすべきである。</li> <li>・南二見人工島の播磨町区域は1%であり、また、周辺は住宅地でなく、海に囲まれていることから1%にすべきである。</li> <li>・市が行う緑化の推進のための寄附、アドバイザー会議の設置、地域組織との協定締結に反対する。</li> <li>・企業は事業所税を支払っており、地域貢献にも熱心に取り組んでいる。こうしたなかで、寄附、アドバイザー会議、地域協定は、企業に二重、三重の負担を強いるもので、“三方よし”の考え方には程遠い。</li> <li>・隣の加古川市では、事業所税もなく、緩和率は法で認められた上限の率を採用して</li> </ul>

	<p>おり、企業への負担も求めてない。また、稲美町も同様の動きをしていると聞いている。これに対し、市素案は、緩和率も不十分で、企業への負担も大きい。明石市は製造品出荷額県下第4位のまちで、このことは明石市の大きな特色でもある。企業が市外移転することなく、企業の発展と市民の働く場確保、税収増を図るためにも、もっと企業を大切に考えていただきたい。</p>
84	<p>・明石市のSDGs 未来都市計画の推進に資する取り組みに準じ、市内の企業は、自社のこれからの活動に新たな目標を設定・見据えていると思います。市が掲げられているゴール・ターゲットの中で、主に 1) 市内総生産の目標値(2030年) 2) 温室効果ガス排出量(2030年) が推進項目で有り、各製造企業の共通目標と言えます。</p> <p>・企業が、事業を継続し、雇用を確保、企業間、産官学の連携を強化し、あらゆる環境影響を回避していく活動を推進していく為には、現状の制約条件(緑地面積率)では、限界が生じていると思います。</p> <p>・現在の社会情勢として、企業には、自社の事業活動自体、或いは、自社の製品を通じた社会貢献が求められる時代であります。明石市が掲げる未来安心都市への過程において、生産企業の発展による、豊かな暮らし、生活環境が、各企業のステークホルダーを介して、もたらされると考えます。あらためて、今後の企業の発展を支えていく為の、市の緩和措置が不可欠であると思います。</p> <p>・現状の生産工場の改善テーマ、要求される項目。上記1)2)の目標に対し、</p> <p>1) ゴール(市内総生産の増加)に対し、</p> <p>① 人にやさしい工場になっていないこと。働きやすい環境として要件(温暖化)を満たせず、安全上の課題も浮き彫りとなる(旧態を継続)。環境配慮型設備導入に際しても、設備が大型化し設置困難なこと。屋外作業を屋内作業への転換を図り、作業者に配慮した職場づくりを目指したいこと。</p> <p>② 活力を生む持続する作業環境とは言えない状況にあること。人材の確保において、現在の工場内の環境では新たな雇用が困難・応募が減少傾向にあること。他業種の工場と比較し、整理整頓、清潔感が見える美しい工場としての体をなしていないこと。</p> <p>2) ゴール(温室効果ガス削減)に対し、現在、産業界全体が、CO<sub>2</sub>削減に対する研究開発、商品化を加速させている状況の中で、自社内に実験設備の新設、新規製品の対応工場の必要性が急務となっています。</p> <p>①CO<sub>2</sub>削減活動の強化。現情勢として、早期にCO<sub>2</sub>削減・改善製品を商品化、或いは設備化が求められています。今、計画的に事を進めていく為の準備時期に来ていると思います。生産製品に係わる材料のリサイクル、リデュース率の向上とリサイクル商品の開発や省エネルギー商品を企業としてPRしていくこと。</p> <p>②お客様、地域住民、社員の家族含め、定期的に環境影響配慮型企业としてPRする為の、展示会を工場で開催、見学会を行うこと。</p> <p>(要望)</p> <p>・市内各企業の、今後の益々の発展と明石の産業が活性化していく為に、市議会の決議案通りの条例を制定願います。</p>
85	<p>【意見1】</p> <p>・まずは、「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)素案」(以</p>

下「当推進計画」という)から明石市の考えを確認します。当推進計画の2(2)②「海をはじめとした恵まれた自然環境において、農業が盛んに行われ、市西部地域を中心に、緑豊かな丘陵や農地が広がる」とあります。(P.7)。また、当推進計画の2(4)②「環境面の現状において、本市は～近年、住宅開発等により市街化区域内の田畑やため池が減少」とあります。(P.11)。それらを受けて当推進計画の3(1)①「まちづくりの基本理念として、また～自然環境の保全と有効活用が必要」とあり、「こうした～自然環境との調和等を図りつつ～生活環境と地域経済の発展に向けた取組が求められている」としています。(P.16)。当推進計画の3(3)では《環境面》「人にも自然にも地球にもやさしいまち」《経済面》「にぎわいと活力が持続するまち」とした方向性を定めています。(P.20)。次に明石市工場緑地のあり方検討会の資料概要(以下「当資料」という)から現状を確認します。当資料のP.7(4)「明石市内の特定工場における緑地配置等の状況」表によると緑地面積率緩和対象となる緑地合計は53.0haです。当資料のP.24「緑化の目標水準」表の2019年度調査実態の緑被面積は1260.8haとあります。つまり今回の緑地面積率緩和対象は、緑被全体の $53.0\text{ha} \div 1260.8\text{ha} \div 4.2\%$ であることが分かります。また、P.24(3)「緑化の目標水準」表の1999年度調査実態の緑被面積うち田畑は743.7haから2019年度調査実態では497.4haと△246.3ha大幅な減少となっています。緑地面積率緩和対象面積の約5倍の緑地が失われています。つまり、当推進計画の2(4)②環境面の現状と照らし合わせると、住宅開発の原因により田畑が急速に減少しており、住宅開発による緑地の減少をどのように杭止めていくか具体的なプランが、「SDGs未来安心都市・明石」のまちづくりの整合性のあるランドデザインになると考えます。具体的なプランとして、開発規制はありますが、開発不要の未居住者住宅の建替容積率優遇、公開空地マンションの容積率優遇(共に税不要)、若手リフォーム補助など様々なものが考えられます。

#### 【意見2】

・ネット・ポジティブ・インパクトの考え方(以下「当考え方」という)は、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」ということから、住宅開発に対する前述の具体的なプランに、失う緑地をどのように緑地を確保するのか加味されるべきものと考えます。緑被全体の約4%である工場緑地に対し、緑地面積率を緩和することを条件に別の緑地や費用負担を企業に求めるのではなく、当考え方からすれば、意義は違う所にあると考えます。つまり、緑地面積率を充足し維持するため、これまで停滞していた工場建屋の新設・増改築、設備の更新、それによる労働環境の改善、企業の成長、雇用拡大を、緑地面積率の緩和により、停滞から進展させる取組が当考え方にマッチしたものと考えます。

#### 【意見3】

・代替措置により緩和前よりも全体をプラスさせる考えからすると、緑被全体の約4%である工場緑地の緑地面積率の緩和は、住宅開発に比較して環境のマイナス影響は圧倒的に小さく、意見2に記載した停滞から進展による経済や社会に対するプラス影響は喪失緑地面積からすれば圧倒的に大きいと考えます。

#### 【意見4】

	<p>・人工島は播磨町と隣接しているのではなく、明石市と播磨町に行政区分されています。全く同じ人工島であるにもかかわらず緑地面積率等を播磨町は1%、明石市は緑地面積率20%・環境施設面積率25%で20倍以上の差があります。明石市の事業所税の負担を加味すると、工場にとって極めて大きな差・大きな負担となっています。乱暴な言い方をすれば、緑がなかった元々海であった人工島の緑地面積率等につき企業側の願いである緩和を長年放置してきた明石市は、播磨町に比し経済活動等には無関心であると言わざるを得ません。尚、弊社は人工島の明石市と播磨町それぞれに工場がありますが、工場増設は緑地確保できない明石市側ではなく播磨町側で行い引越を順次行っているところです。もちろん、人工島は播磨町と同様に緑地面積率等1%に緩和して頂きたいと考えます。</p> <p><b>【意見5】</b></p> <p>・意見2で記載した当考え方の意義からすれば、条例素案はその意義を違ったものにしていてと考えます。企業が持続可能な且つ得意とする経済・社会をより良いものにしていく停滞から進展させる取組が重要と考えます。</p> <p><b>【意見6】</b></p> <p>・意見5の考えから、(4)は意見2に記載した企業の停滞から進展させる取組について、アドバイザー一会議は意見を述べ、市は企業に対して意見に基づいた取組の助言を行うことが妥当と考えます。したがって、(5)と(6)は不要となります。</p> <p><b>【意見7】</b></p> <p>・意見5に記載した企業の取組について、良好な影響を与えたと認めるときに、その功績を広く知らしめていくことが市の役割と考えます。それは企業にとっても意味のあることと考えます。</p>
86	<p>・設備更新及び建屋改修及び建て替えなどを進める企業にとっては、工場緑地面積率等の緩和が必須の状況である。特に明石市は建屋・設備ともに老朽化問題を抱えている企業が多いと認識。設備の更新による先端機器の導入による省エネ効果や労働環境の改善効果は非常に大きいモノと考える。こういった事（改善効果）で企業が発展し安定的な雇用維持にもつながり地域への貢献も出来るものと考えており、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容よりも南二見人口島同様に市街地においても、緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。</p>
87	<p>・「SDGsは特定の者だけが負担するというだけでなく、企業だけが負担を負うのではない。」「ネット・ポジティブ・インパクトとして、市内緑地の4%に相当する工場内緑地だけで考えるのではなく、市内の96%の緑地で考え、今後、明石市緑の基本計画において検討していくべき。」は同感です。SDGsからすれば、特定の者、企業だけに負担させるのはその考えに反しているし押し付けているように思う。</p> <p>・「緩和によって、工場の建替えや増設により生産性の向上につながるとともに、施設が新しくなることで、省エネ効果も生まれ、地球温暖化防止にも寄与する。また、従業員の快適な職場環境づくりや災害時の安全確保、さらには雇用の確保や税収増にもつながる。」「緑地面積率の緩和には地域理解が不可欠であるとともに、機能低下を招くことがないよう企業の責任において対策を講じる必要がある。」とあるように、企業自身で前向きな改善につなげていくことができるし、そのように活動すべき。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業は企業間でも競争している。」「基金への寄附は実質な負担」であることは間違いない。※縛りを強めることで、企業活動が成り立たなくなり、明石からでていくことになればとても残念。企業を締め付ける(いじめる)のではなく、明石で活動してきた長い歴史を継続し、「明石の〇〇という会社です」と胸を張って言えるように前向きに進めるようにしてもらいたい。</li> <li>・「法令に基づかず義務を課される協定は難しい」「地域の反対によって協定が締結できず、実質的に緩和できない状況が危惧される」が想像できる。「工場と地域が対立するのではなく、むしろ両者の理解を深めるきっかけ」となればよいのですが。</li> <li>・「緩和の可否を決定するための機関」となり、強制力が強まり企業にとって負担が増すのではと危惧します。「経済・環境・社会の三側面から助言、提案するための第三者機関」であればよいのですが。</li> </ul>
88	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備更新及び建屋改修及び建て替えなどを進める企業にとっては、工場緑地面積率等の緩和が必須の状況です。設備の更新による先端機器の導入による省エネ効果や労働環境の改善効果は非常に大きいモノと考えます。こういった企業の施策が安定的な雇用維持にも繋がるものと考えており、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容である、市街地における緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。特に既設の工場に関しましては、上記の様な措置が望ましいと考えます。</li> </ul>
89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市の条例に反対です。ネット・ポジティブ・インパクトって、工場だけにかけるのは不公平です。早期に議会で可決した条例を公布してください。</li> </ul>
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の言う条例に反対です。誰も取り残さない。やさしいまちづくりと言っているが、工場勤務の方は市民でないのでしょうか?緩和にこんな規制をかけたら工場の建て替えのハードルが高くなります。</li> </ul>
91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が進める条例に反対です。友人が工場で働いています。空調設備もこの条例があるから設置できないと言っています。今すぐにも緩和をお願いします。</li> </ul>
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この案には反対。この案では、企業に出ていけと言っているようなもの。企業の市への貢献をどう考えているのか、理解できない。明石市の発展には企業の力は欠かせない。明石市の更なる成長の芽を摘んでしまうような案である。地域の景観や実質のCO2削減のため、労働者の環境改善のためにも、制限をかけずに緩和すべき。</li> </ul>
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市が作成した(案)には反対します。広報あかしでは、一見よい(案)のような書き方はしており、大半の方は騙されると思います。結局は企業にお金か地域貢献を要求していますし、地域との協定まで求めています。</li> <li>・企業から搾取することばかりです。どうして、企業と共存することが考えられないのでしょうか。工場で働いている人のことはどうでもいいのですか。税金や雇用で明石市に貢献している企業を追い出したいのでしょうか。泉市長が本当にそう思っているのなら、自らはっきりとそう言うべきです。市議会で承認された(案)で速やかに緩和を実現するべきです。人気取りばかりの政策はやめるべきです。</li> </ul>
94	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案すべてに賛成することはできない。特に、「対象事業者は、緑化等の取り組みとして、良質な緑地の形成・・・」等のあいまいな内容で、これが難しい場合は企業に寄付を義務づけるというような新たな企業負担を求めるのは反対である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積率を変更することおよびその実施日を条例化すればよい。</li> <li>・2018年から新たに事業所税が新設されたが、市全体の緑化が重要であるなら(あると思うが)、この税収からもっと緑化に振り向ければよい。</li> <li>・一方、テレビ及び新聞によると、明石公園の樹木が大量に(1900本とか)伐採されたことは問題であると思う。2018年～2021年の間に8回、伐採の許可書が明石市長の名で出ていたと報道されている。同時期頃に工場の緑地面積率が議論されており、ここでは市は緑化の大切さを強調しておられ、これはダブルスタンダードだ。</li> </ul>
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の条例を拝見すると、工場を中心に緑地増進を進めていこうとされている印象を受けます。生産を主目的とする工場の生産性や労働環境の改善が進まない中、緩和と見返り風に緑地増進への寄与を求めることは、効果的ではないと考えます。市として、市全体の緑地、産業をどのようにプランニングし、増進・強化を進めようとしているのか、疑問です。工場緑地には近隣との調和機能といった意義もありますが、安全確保や企業秘密管理等の観点で、市民が工場内の緑地に触れ、楽しむことには大きな制限があります。SDGs、CO2削減とも重要な課題ですが他にも様々なアプローチ方法があると思います。加古川市は昨年4月に緑地面積率を緩和されました。明石市に工場を置くメリットがなければ、企業は移転を考え始めると思考します。周辺地域にご迷惑をおかけしない環境管理、安全管理を第一義に徹底しつつ、生産性や労働環境の向上により、収益や雇用の場の確保、という形を志向することがベストであると考えますので、より産業振興策の観点を加味した施策を希望いたします。</li> </ul>
96	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地面積率の緩和をすすめるべき。明石市は事業所税などで新たに企業に負担を増やしている。また賃率上昇など製造業を取り巻く状況は厳しい。企業は、行政から求められなくても社会的要求から、相当なコストをかけ脱炭素等の環境対策に注力している。そうした中、さらに企業に過度な負担をかけると、ギリギリのところまで運営している企業は、明石で、ものづくりが難しくなり海外や九州など他県への移転を本気で検討する。工場が流出すれば、税収減ばかりか雇用も失う。明石市は中核市になったのだから、選挙に有利な人気取り戦略から脱却し、俯瞰的に関西や日本を元気にする方策を考えることを望む。</li> </ul>
97	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑地について、地域に公園があり緑も多いので、あえて工場に緑は必要とは思いません。それより、工場の建物は年数がたっている物が多くあり、近年の大型台風などを考えると壊れて被害が出ないか非常に不安です。できれば建て替えを促して欲しいです。若い人が就職したいと思える安心安全な工場がいいです。(建て替えると、今と同じものが建設出来ないと聞いています。その部分を見直せば、会社側も検討されると思います)</li> <li>・それよりも地域の中にある、田んぼや畑がどんどん開発されて集合住宅になっていくのを止めてほしい。農家の方に聞くと、固定資産税が高すぎて農地を維持するのは無理(年金で固定資産税を支払っているとのこと)なので、緑を維持することを条件に農地の固定資産税の減免をお願いしたい。(既にJA等と連携し明石市に要望しているそうですが・・・) そうすれば、市内全域で緑が確保されると思います。</li> </ul>
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでも環境負荷低減やCO2削減や地域貢献のための様々な活動を実施している企業はたくさんあると思います。しかし、本条例はそれらをなんら考慮せず、特</li> </ul>

	<p>例措置の緩和時点を基準として、新たな企業側への負担を求めているとしか思えない内容です。つまり、今までの企業努力を全く評価せず、今後どのような取り組みをするか、いくら寄付金をするかということの評価するのですか？寄付金を制度にすることは、お金を払えば環境負荷低減をしなくても済むようにも思え、条例という大義名分で企業から金を集め、行政事業でそのお金を使うことではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、そもそも工場立地法の緑地は面積だけの規制であり、芝生などの緑地を植えるだけではCO<sub>2</sub>削減や地域との調和などという目的とマッチしていない。つまり、芝生を植える土地さえあれば、環境負荷低減しなくても何ら問題ないことになる。SDGs 未来安心都市を目指しているのであれば、表面的なことだけ見るのではなく、本質的には何をどうすべきか、CO<sub>2</sub>フリーやカーボンニュートラルへの指標などを示すべきではないでしょうか。SDGs 未来都市を目指す行政姿勢が感じられませんし、SDGs 未来安心都市を目指すための負担を企業に強いていると感じます。</li> <li>・そして、国や産業が発展していくにはモノづくりが非常に重要であり、そのためには企業が設備投資を行い、その成果として社会への貢献や経済の発展に寄与し、豊かな地球環境や住みやすい、働きやすい街づくりを行っていくことがSDGsの取り組みに思えます。そこには当然に、行政と企業との協力が不可欠となりますが、本条例では行政と企業が協働でSDGsを取り組もうという姿勢が感じられません。企業に負担を強いているだけに感じて残念です。</li> </ul>
99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和48年に工場立地法ができた背景から工場は積極的に環境づくりに貢献し環境汚染技術が向上したことにより平成9年(1997年)に法改正し市に移管されてからすでに25年が経過している。法律と現状のギャップがありすぎるのは明らかである。</li> <li>・工場緑地(53.2ha)が市内の全体緑被(1374ha)に対して3.87%であり工場緑地に緑地機能を期待しすぎるのはあまりにも現実的ではなく、CO<sub>2</sub>排出抑制に対してインパクトがない。そもそもネット・ポジティブ・インパクト制度の三方よしの制度自体に疑問を感じる。緑地を緩和する代替案として寄付等、企業に負担を負わせるような形の制度であるように感じる。工場緑地面積緩和により建て替え計画を進めるにあたり企業設備、施設をCO<sub>2</sub>排出の低減に配慮できるよう新設拡大することにより環境配慮の企業として経済拡大する事で、新たにリクルートを行え、その社員は明石市へ居住するなど好循環が考えられる。それが「経済」「環境」「社会」の三方よしの政策で、負担を強いる段階で三方ではなくなると考えられる。</li> <li>・明石市の特定工場の企業は法人税のほか事業所税を市に納税している。弊社も年間少なくとも事業所税だけで70,000千円は納めている計算になる。10年で7億円。明石市として工場緑地の代替地を市街地に設置する事業に事業所税から捻出することを検討することは不可能か？事業所税を納めさせている企業の立場からすると数年前に一方的に提示された事業所税に対する使い道として少しでも代替緑地に利用していただくことで少しは市に対して納得いくものになると想定する。</li> <li>・今回の寄付について例えば緑地の面積分1000m<sup>2</sup>を生産施設に替えた場合、生産施設建設費が2億円と仮定する。緑地の負担金が10,000円/m<sup>2</sup>×1000m<sup>2</sup>=10,000千円プラスで負担がかかってくる。設備投資の回収を必死に考えコストダウンを図り費用対効果を捻出しようとする企業にとってかなりの痛手である。法人税、事業所税、緑地負</li> </ul>

	<p>担金。企業活動をするにあたり昨今のパンデミックによる影響もある中で必死に持ちこたえようとしている企業にこれ以上ダメージを与えることにならないか？明石市は企業を活気づけていくことで経済活動が活発になりその上で税収があがり、その税収から明石市全体で環境投資に支出するという形が望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでは専門家による助言のある通り単純に緑地に規制をかけて芝生面積を増やしたところでCO<sub>2</sub>吸収効果はほとんど期待できないとの記載がある。必要なのは面積ではなく質の問題であるということは明らかである。面積ではなく容積に着目し樹木の質にこだわる必要がある。樹木であっても30年の樹齢で100kg/年-CO<sub>2</sub>吸収効果であり芝生は測定不能。市が提案する緑地代替地寄付の提案は企業として到底飲めるものではないが、もし工場緑地面積を見直すのであれば面積ではなく体積や木々の本数等で見直しCO<sub>2</sub>吸収量を見える化することで面積緩和の代替とする方が寄付のように負担がかかることよりもより効果を発揮するように思う。(ただし前述した通り市内の緑被にたいしての工場の緑地3.87%の緑地が半分になっても1.9%程度であることで効果の薄さは明らかである)</li> <li>・RE100に参加している企業もあり2030年までに事業所で排出するCO<sub>2</sub>を30%削減するための一つの指標として2030年までに国内生産事業所で使用する電力の再生可能エネルギー100%を目指すことを明言している。</li> <li>・工場緑地面積を維持するよりも脱炭素に向けた取り組みをすることにより結果的に明石市や国の環境改善に寄与することになり社会的責任であると考え。</li> <li>・再生可能エネルギー(以下RE)については様々な手法があるが、まず検討できるのは太陽光発電によるREの調達である。そのために屋根の上も検討するが土地が必要になる。現状の緑地を太陽光パネルに代替することも一つの案と考えている。また現状環境施設として緑地20%のうちそのうちの5%が太陽光発電設備として認められていると思われるがそのランクを上げることを検討してはどうか。現状緑地の半分を太陽光発電設備として認めることにすればREの取組も進捗するのではないかと。明石市全体の企業にとって脱炭素を目指す一つの手法であると想定する。あくまでも一つの案としてとらえていただければと思う。</li> <li>・弊社工場のある南二見の人工島は津波や高潮による浸水のリスクや地震による液状化のリスクを抱えている。工場立地法による足かせも手伝いリスク回避のための移転を市外へ検討しているのは以前よりのことではあるが、早急にこの問題を良い方向へ進捗させていただくことによりメリットを見いだせるようにしていただければと思う。マイナス要因ばかりではなく企業にとってメリットのある政策を打ち出す事により、明石市への誘致を検討する企業の増加とそれに伴う市内への転居社員が見込まれると考える。</li> </ul>
100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が明石で働いています。工場の緑地面積が足りず工場の建て替えができないことを聞いています。工場の老朽化が益々進んで、働く環境が年々悪くなっています。工場は大事な働く場であり、他の地域に移転してほしくありません。この場所で建て替えるよう条件を付けずに緑地率の緩和をお願いします。明石市の案には反対です。</li> <li>・地域と協定を結ぶことになっており、この問題では環境派が緩和を許さず緩和がす</li> </ul>

	<p>すむとは思えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 削減には新築の建物や最新設備にしたほう効果的です。行政はそれを後押しするような施策を行うべきです。</li> <li>・工場以外で緑地がどんどん減っている問題はどうかっているのでしょうか。公園を壊して託児所をつくるのは許されるのですか。工場だけを目の敵にするのはやめてください。</li> </ul>
101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働後、数十年経過している大型設備更新及び建屋改修（建替えを含む）を進める企業にとって、工場敷地の有効活用の可否は死活問題となっております。そのため、工場緑地面積率等の緩和は事業継続をしていくため必須となっております。また都市計画で進めるべき案件を特定工場のみ負担を強いる工場立地法には不公平感が否めないため、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容である、市街地における緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。</li> </ul>
102	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は早急に、上記内容に係る議会での決定に基づいて進めるべきであり、標題に係る条例の素案は取り下げるべきである。理由としては、企業の緑化負担が大きく、明石市から企業の撤退が加速すること。工場等の建替えができないことから、労働安全衛生法等の基準を満たさない工場等がそのまま使用されることにより、結果労働者の健康被害を招く。一部の恣意的な住民の行動により、結果的に地域の忬度を受けなければ、企業活動ができない。以上である。</li> </ul>
103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は早急に、議会での決定に基づいて進めてください。新しい条例は、不要です。</li> </ul>

### 【その他】

NO	内容
104	<p>（市と議会の条例について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの条例があり、一番困るのは工場ではないでしょうか。市の中でもめるのは止めて、互いが歩み寄り、早く決着すべきと思います。</li> </ul>
105	<p>（議員の条例に関して）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対する説明もなく決めてしまうのは乱暴だと思いました。</li> </ul>
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二見の人工島勤務ですが、緑地帯の草むしりに毎月15分ほど時間を割いています。夏は草木が育つのも早く蚊や蜂や蟻もたくさんいます。何より工場に用事が有る人以外は通りませんし暑いし、海風がすごく、休憩時間外に出る事はありません。緑地化をメインで考えるなら緑地面積を上げるのではなく、歩道を整備して街路樹をもっと増やしたら、ウォーキングコースに市民の選択の一つになるのでは。今の状況は、何回か徒歩で東二見駅から会社まで行きましたが、日陰がほぼなく歩くのは無いと毎回思います。</li> </ul>
107	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の今、息詰まる生活を強いられている人々がいる現状で、緑を見て少しでも“ほっ”と出来る場所、緑豊かな公園の木々を無残にも伐採してしまうなんて!! 工場緑地のあり方検討以前に、生活環境の中に、もっと緑豊かな場所を増やす知恵を出してほしい。目や心の癒しになりますよ。</li> </ul>
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を綺麗に保ちつつ、緩和する緑地の持つ機能と同等以上の機能を形成することは可能なのでしょうか。工場内緑地だけでなく、市内のさらなる緑地化で補完するこ</li> </ul>

	とで、企業の負担を減らしながら全体的により良い環境を作るべきだと思います。
109	<p>・明石市は「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」をキーワードにまちづくりを推進している。一方で環境の保全活動となる緑地に関する法律は「敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上」の製造業、電気・ガス・熱供給業者のみに該当するとなっている。上記方針の最後となる「みんなで」行うことを前提としながら、環境保全活動の一環である緑地化は一部の企業だけしか該当しないという矛盾がある。しかも上記該当企業による緩和希望に対して、対抗措置としてその後の環境活動をウォッチするのは狙い撃ちそのものと感じる。「みんなで」を公言するならば『敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者のみ』を撤廃し、新案で減少した緑地分は明石市の全産業、企業でCO<sub>2</sub>削減活動含めて賄うことを考えるべきではないか。そこまですそ野を広げると負担になる、出来ない企業があると言うのであれば、その負担を上記対象企業に課しているということを認識すべきと考える。敷地面積、建屋面積が大きいから環境負荷が高いという考えは過去のロジックであり、大企業は省エネ法等の別の縛りもあり企業努力を行いCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいる。逆に敷地面積・建屋面積が狭いから環境負荷が低いというロジックの方を見直すべきではないか。(9,000 m<sup>2</sup>は負荷が高く、例えば 7,000 m<sup>2</sup>は環境負荷が低い、製造業、電気・ガス・熱供給業者以外は環境負荷が低いという根拠が無いと思われる。)</p>
110	<p>・まちづくり協議会に緩和有無の権限を渡すのは大丈夫なのか。どのような法律の下、権限を与えるのか?ますます、役員のなり手がなくなるような気がする。そうなるとまたプロ市民が明石の街を混乱さすのではないのか?人口島の砂利上げ移転反対運動で懲りたのではないのか?神戸市西区の里づくり条例でまちは発展したのか。人口減少に悩まされている現状も勉強してほしい。</p>
111	<p>&lt;3 ページ市民無視企業優遇自民・公明提案の条例に NO! &gt;</p> <p>・今世界で地球環境を守ることが呼びかけられているのに自民党真誠会と公明党は企業の利益を優先し、地球環境を守る立場に立っていないとは何と情けない事でしょう。世界の人たちに恥じない行いを望みます。</p> <p>・市長は明石市民のために他の自治体がやらない事も色々とはがんばって下さっています。良い事は自分たちも明石市民なのでから応援する立場に立ってほしいと思います。</p> <p>・今回は国の基準よりかなり低い緑地面積率になっているのにまだ緩和する条例を提案するなど信じられません。子どもたちの未来のためにも「SDG s 未来安心都市・明石」を推進する立場に立って下さい。SDG s 推進室、市長さんが頑張って下さい。</p>
112	<p>・工業緑地面積の資料概要の 5 ページに緑地の面積や生産施設、事務所などが記載していると思われます。しかし、緑地の面積を 1 つの場所に集中させてしまうと、工場の排気ガスや景観を損なわないように配置している緑地も意味がなくなってしまうので。また、緑地面積の減少に伴い新たに公共施設や活用できる場を設けると思います。その場合も緑地の配置を一点に集中させることは本来緑地を配置する目的から乖離してしまうと思います。その点はどのようにお考えか気になりました。</p>
113	<p>・市長、無茶はおやめください。議員提出議案を違法性があるって。。本当ですか?</p>

	議員から説明をしてもらいましたが、どこが違法なのかわからない。もし違法性がなかった場合、この責任をどうとるのでしょうか?市長の考える案には反対です。
114	・早くしてください。市長案は否決されると聞きました。否決されるようなものを作らないでください。この案に反対です。主人が嘆いています。
115	・まず、今回のご意見は、何のための内容、事柄でしょうか?皆さんから頂いた意見や答申を踏まえ市が、条例案を作成しました。と前回がR3年4月に市民の意見を募集しています。はっきりと申し上げますが明石市市民感心無いと言っても過言ではありません。首長のへそ曲がりによりこの短期間に2回目。明石市は、正直暇か?市会議員及び事業所さんの方々に申し訳ないと思わないのですか?首長が、やる仕事ではありません。もっと行政と議会仲良く建設的な議論の上、良い方向へお願いします。市が作成した条例案と思いません。検討会の委員方々の意見のみです。市幹部もっと頑張れよ。本当に情けない。又、このSDGs推進室はっきり言って市民の意見を纏めるたんなる部署ですか?よく理解出来ません。
116	<p>・なし崩し緩和ではなく、工場更新で本当に困る小規模工場に限定して下さい。大規模工場まで便乗してると聞きますが認めてはダメです。議会多数派が提出した案に市長は闘うと表明してますが徹底的にやれば良いでしょう。議会多数派が思い通りにならない市長への意趣返しでしょう。多数を頼みの横暴集団には理詰めで徹底的に対峙すれば良いです。</p> <p>・開発等無い落ち着いた街造りを望みます。将来世代に多額の借金を負わせたらダメです。議員職員の身を切る改革が不可欠です。(何処かの回し者に非ず)職員給与が民間の1.5倍あるような差別は反SDGsである事を肝に命じて下さい。このまま進めば国家破綻です。</p>